

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立総合療育センター西部分所
所 在 地：北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約3,944㎡
構 造：鉄筋コンクリート造平屋建
規 模：延床面積 約1,874㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・短時間療育（通園）事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成31年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団
所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

平成27年8月3日 申請受付開始

平成27年8月10日 申請締め切り
 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立総合療育センター西部分所の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・西部地域に高度の医療・療育に関する施設が望まれており、長年北九州市にて心身障害児（者）の医療・療育に取り組んできた、総合療育センターが西部分所として運営されることについて妥当と言える。
- ・新しい施設なので地域の期待も大きいと思う。施設の課題など自己完結に終わらせず、地域との連携も視野に入れて充実をはかっていたきたい。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1 指定管理者としての適性	
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2 管理運営計画の適確性	
【有効性】	
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など ⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
(2) 利用者の満足度	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。 ⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 ※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。
【効率性】	
(3) 指定管理料及び収入	① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ② 収入が最大限確保される提案であるか。 ③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性	

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・西部地区の障害児（者）の早期発見、早期療育・医療提供に加え、在宅障害児への相談・援助にも応じており、施設の役割機能は欠かせないものであり、適正といえる。
- ・長期にわたり、北九州市西部地区の心身障害児（者）の総合医療、療育地域支援の中核的な施設であり、障害者、保護者の精神的な支えでもあり、更なる資質向上に取り組んでいただきたい。
- ・今後更なる業務拡大が図られるよう、又地域に密着した活動と支援を希望する。
- ・十分な業務の実績を有しており、知識・資格・経験等問題ないと認める。

【管理運営計画の適確性】

- ・個別の支援計画を作成、実施し、サービスの質の向上に努めながら、複数のサービスを利用者、家族等に提供しているため、適正といえる。
- ・設置目的に沿って運営されており、営業広報活動にも取り組み今後も利用者の特性に応じたサービスをお願いしたい。
- ・利用者の利便性向上や、自立支援、家庭支援などに具体的な提案が多くなされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・総合療育センター西部分所は、総合療育センターと一体的に管理運営する必要がある。
- ・長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。
- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

1 2 3, 6 2 9 千円（平成28年度～30年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市西部地区における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有し、運営は、総合療育センターと一体的に行う。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用する施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、現法人は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センターについても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

((仮称) 北九州市立総合療育センター西部分所 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
事業団が新たに策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における3つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
○ 昭和40年の設立以来、50年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など10種75施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間の連携により児童等へのさまざまな支援の提供が可能です。
○ 総合療育センターは、経験豊富な医療スタッフ・指導スタッフ等を配置し、知識・技術を活かした療育プログラムの提供など児童・家族・地域への支援を行います。
(3) 実績や経験など
○ 現在、障害児施設のほか、障害者支援施設1・保育所16・児童館42・老人施設1など13種類75施設を運営しています。
○ 国家資格を要する医療等スタッフは、160名在籍しています。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
「総合療育センターの使命」「基本方針」に基づき、外来・通園を運営するとともに、利用者の利便性を高めます。
(2) 利用者の満足度
利用者の意見・要望などを効果的に集約し、対応を速やかに決定するとともに、情報提供を密に行うことで、利用者満足度80%以上を目指します。

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理業務に係る経費
外来・通園利用者の増大を図るとともに、経費節減に努め、健全な収支の執行に取り組めます。
(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫
清掃等委託業務は、本事業団事務局にて一括入札等を行うことにより、経費節減を図ります。

- また、施設における水道光熱費については、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準として、経費節減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

- 管理運営体制を明確にするとともに、各種委員会を設置し、利用者にとって安全で安心な施設運営を図ります。
- 職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成します。
- ボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。
- また、地域の保育所・幼稚園・小学校・自治会との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

- 利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。
- また、安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額（千円）

28年度	123,629千円
29年度	123,629千円
30年度	123,629千円
31年度	123,629千円
32年度	123,629千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

1- (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

総合療育センターは、心身障害児の「発生予防」「早期発見」「早期治療」のため、障害程度に応じた療育訓練及び指導を行う、総合医療・療育・地域支援の中核的な施設です。

本センターは、昭和 40 年、肢体不自由児施設「足立学園」の開設以来、50 年の長きにわたり、北九州及び九州圏域・本州から来所する児童を受け入れ、障害児への医療・療育に真摯に取り組んできました。

その根底には、障害のある方及び家族の立場や考えを尊重し、常に利用者の最善を求めて行動する姿勢にあります。

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ることとしています。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 本事業団の沿革

本事業団は、北九州市が設置した社会福祉施設の管理運営を受託するほか、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。

昭和 40 年 11 月、本事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 50 年間にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。

そのほか、以下の事業などについても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護認定審査会補助業務
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

2 人的基盤

本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

平成 27 年 8 月 1 日現在の常勤職員は 1,171 人（正規 419 人／嘱託 752 人）となっており、全国的にも専門職を多数有した事業団の一つです。

〈主な職種〉

事務員	129 人	医師	13 人	言語聴覚士	10 人
指導員	108 人	歯科医師	2 人	心理士	10 人
保育士	425 人	リハビリ工学技士	1 人	視能訓練士	3 人
介護士	22 人	薬剤師	2 人	歯科衛生士	4 人
訪問調査員	58 人	マテリアルワーカー	3 人	視覚障害者生活訓練士	1 人
包括支援員	77 人	栄養士	8 人	視覚障害者生活訓練等指導者	1 人
家庭訪問指導員	1 人	臨床検査技師	6 人	看護師	78 人
児童厚生員	98 人	診療放射線技師	2 人	准看護師	4 人
相談員	4 人	理学療法士	16 人	自動車運転手	4 人
スポーツ指導員	7 人	作業療法士	14 人	看護補助員	2 人
介護報酬請求員	11 人	運営管理責任者	1 人	業務員	1 人
用務員	3 人	コーディネーター	1 人	指導補助員	2 人
介助員	9 人			調理員	30 人

3 財政基盤

- 本事業団の平成 26 年度決算は以下に示すとおりです。
- 経営基盤の安定性は、平成 17 年から 5 年間の経営健全化計画への取り組みにより、十分確保されています。
- 本事業団は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

平成 26 年度決算

- 総収入 86 億 4515 万円
- 総支出 85 億 8191 万円
- 当期資金収支差額 6324 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 27 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- ① 昭和 44 年から 46 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- ③ 平成 26 年度の利用延べ数は 22,287 人（入所率 102.0%）です。

2 障害施設

総合療育センター

- ① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。
- ② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- ③ H26 の外来診療部門の受診延べ数は 42,894 人です。
- ④ H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

ひよこ通園（児童発達支援センター）	（定 50）	44.0 人
うさぎ通園（児童発達支援センター）	（定 30）	19.0 人
足立園（障害児入所施設）	（定 80）	38.0 人
足立園（療養介護）	（定 80）	38.0 人

小池学園

- ① 小池学園（障害児入所施設）は、昭和 46 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（定 60） 47.5 人

ひよりの丘

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部を移転し、平成 23 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

ひよりの丘（定 50） 48.4 人

ひまわり学園（児童発達支援センター）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。
- ② H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

引野ひまわり学園（定 50） 48.9 人

若松ひまわり学園（定 30） 31.5 人

到津ひまわり学園（定 50） 53.9 人

3 児童館

- ① 昭和 41 年から 49 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 42 館です。
- ③ H26 の年間利用は 65 万人です。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

①国家資格を要する職種及び配置数は以下のとおりです。

- ・社会福祉士 1 人（社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)

根拠規定

医師	3	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
歯科医師	1	歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
看護師	2	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
歯科衛生士	2	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
理学療法士	3	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
作業療法士	3	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
言語聴覚士	3	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
保育士	13	児童福祉法第 18 条の 4

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

本所は、障害（児）医療について、総合療育センター（本体）と機能分担を行い、より身近な場所でニーズに応じたリハビリテーション、保育活動を実施します。

また、「総合療育センターの使命」「総合療育センターの基本方針・行動規範」に基づき、利用者へのサービス向上を図ります

〈別紙 1 総合療育センターの使命〉

〈別紙 2 総合療育センターの基本方針・行動規範〉

〈別紙 3 H28 事業計画〉

外 来

新規の利用は総合療育センター（本体）での新患外来受診によって開始することを原則とします。日常的な外来診療を役割とし、必要に応じて本体での受診や治療を勧めるなど本体と緊密な連携を維持します。

【目 標（数値目標）】

項 目	28 年度	29 年度	30 年度
1 日平均外来患者数	70 人	85 人	100 人

- ① 外来診療は、総合療育センターで初診診察を受けた後の「再診」を原則とし、すべて予約制です。
- ② 外来での薬剤処方院外処方とし、血液検査などは外部委託します。
- ③ レントゲン検査は一般撮影のみとします。

診療科目

整形外科／リハビリテーション科／小児科／
内科／歯科

通園

以下の総合通園事業を行います。

開所後は地域支援のニーズに対応したサービス提供を図っていきます。

○ 母子通園 定員40人

○ 対象児

- ① 知的障害や発達障害をはじめ聴覚・言語障害など発達 1歳～3歳 25人
・育児上の課題のある子ども
- ② 肢体不自由・重症心身障害のある子ども 1歳～就学前 15人

【目標（数値目標）】

項目	28年度	29年度	30年度
一日平均利用人数	28人	34人	36人

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

進路指導の実施

保護者向けに、市内外の通園施設の見学を子ども総合センターとともに企画します。

保護者講座の実施

通園時間中に療育に関する情報提供として、適宜、講座を実施します。

- 福祉制度について
- 発達とは

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

ホームページの活用

市民に対する広報活動として、最も有効な手段であるホームページを運営する予定です。

- ① 総合療育センター西部分所とは
- ② 受診するには
- ③ 通園のご案内
- ④ 地域支援サービス
- ⑤ その他のサービス
- ⑥ アクセス

□ 施設パンフレットの活用

近隣の市民センターや区生活支援課に配布し、利用促進を図ります。

エ 適正なサービス提供計画（個人計画）の作成について

「個別支援計画」を作成して、サービス提供を行います。

- ① 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- ② 作成にあたり、保護者と協議を行います。
- ③ 保護者の同意を得て、プログラムを実施しています。
- ④ 懇談やモニタリングを通して、現在の取り組みを定期的を確認し、プログラムを適宜修正します。

〈別紙4 個別支援計画実施マニュアル〉

オ 利用者の家族支援の取り組みについて

□ 家庭訪問等の実施

通園では、家庭訪問・個人懇談・連絡帳を通して、保護者の要望や不安を受け止め、個々に応じた支援を提供します。

- 「家庭訪問」 年3～4回
- 「個人懇談」 年3回（その他必要に応じ随時）

□ 関係機関等との連携

- ① 通園では、保育所や幼稚園と並行通園を行っている児に対して、保育所担当職員の来園、及び電話による利用児の情報共有と療育プログラムの確認・検討を行い、適切な療育指導を図ります。
- ② 各区生活支援課・子ども総合センター等と連携し、保護者に対する最善なサービスの提供を図ります。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

サービスが障害の治療・軽減であり、利用者個々の状態が千差万別であること、よって対応方法もそれぞれ異なることなどから、利用者の満足度合もそれぞれ異なります。

従って、利用者に満足いただくためには、利用者それぞれの意向を十分汲み取ることが何よりも重要と考えますので、以下の方法によりそれを行います。

- 日常よりコミュニケーションをはかる。
- 個別（カンファレンスを含む）や団体（親の会等）の面談等の場の設定
- 連絡ノートを活用
- アンケートの実施
- 投書箱「声の箱」の設置 → 外来・通園の2箇所
- 苦情受付 → 掲示による周知

【目 標】市実施のアンケートに関して

	H28	H29	H30
満足度	80%以上	80%以上	80%以上

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

- ① ご意見・ご要望・苦情などの情報の入手 … 前項アのとおり
- ② 所管係による対応の検討 → 対応（説明や具体的改善事項の実施）
〈施設全体に関わるもの、重要なもの〉
- ③ 幹部会議（分所内における最高会議）における対応案の承認
- ④ 所管係による回答（ケースにより分所長対応）
 - 投書など書面による場合、記名は本人に、匿名は掲示により回答
 - 投書以外は、面談による説明回答

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

本事業団は、福祉サービス向上のため、利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えます。

〈別紙 5 総合療育センター西部分所苦情解決の仕組み〉

〈別紙 6 福祉事業団福祉サービス苦情解決実施要綱〉

〈別紙 7 福祉事業団苦情解決の事務取扱要領〉

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

センターの運営や利用者にとって有益な情報は、各種方法により提供します。

- ① 利用者情報誌（月刊）の発行
 - 「園だより」 通園
- ② 外来・通園のホールや廊下に掲示板を設置し、情報を掲示します。

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

- ① 「個別支援計画」に関して、保護者の意見・要望を取り入れるとともに、保護者へ内容を開示し、説明を行います。
- ② 行事を実施する際、保護者の意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ③ 利用児に関して、おやつや食事に対する意見を聴取し、できる限り反映させます。
- ④ 利用児に関して、通園しやすい曜日の設定などの調整は、保護者の要望を聴取し、できる限り反映させます。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

- ① 適正な価格による物品購入を行うため単価契約を導入しており、今後もこの方法を継続することにより経費縮減を図ります。

〈主な契約内容〉

- 医薬品
- 診療材料
- 歯科材料

- ② 本事業団運営施設の委託業務については、事務局にて入札または見積もり競争により業者決定を行っており、今後もこの方法を継続することにより経費縮減を図ります。

〈主な契約内容〉

- 清掃業務
- 機械警備業務
- 消防設備保守点検業務

- ③ 水道光熱費の節約

- 「水道」
手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めます。
- 「電灯」
各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。
- 「空調」
環境省が提唱している空調温度を基準として、費用縮減を図るとともに、温暖化防止政策に協力します。
『クールビズ』 夏は 28 度基準
『ウォームビズ』 冬は 20 度基準

イ 収入を最大限確保する提案について

- ① 総合療育センター本体との連携の下、外来患者及び通園児童の確保に努めます。
- ② 保育所等訪問等の支援事業に積極的に取り組みます。
- ③ ご利用者に必要な頻度のリハビリが実現できる体制づくりに努めます。

ウ 利用料金の設定について

以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 医科及び歯科点数表に定められた診療報酬
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号]

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

H26 年度総合療育センター（本体）決算額をベースとして収支の増減要素を加味

イ 指定管理業務の適切な再委託について

業務委託については、入札または見積競争によって業者決定を行い、品質と費用対効果の向上及び経費縮減を図ります。

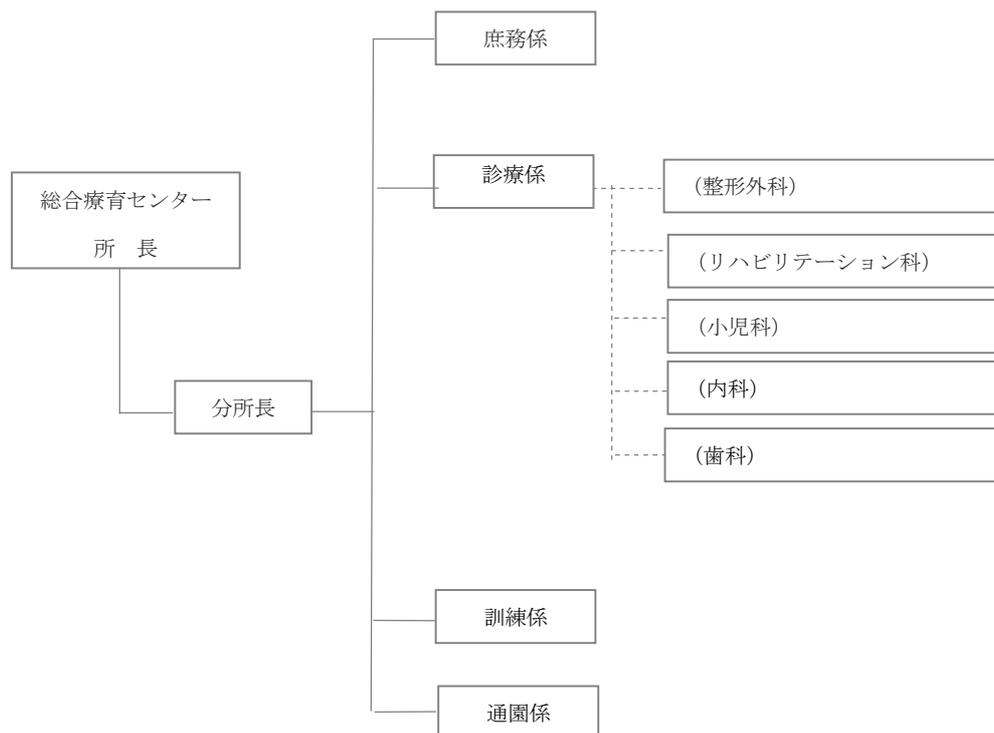
再委託を行う主な業務及び保守点検

- 機械警備業務
- 清掃業務
- 付帯設備管理業務
- 通園バス運行業務
- 診療報酬計算請求事務及び医事窓口受付業務
- 電気設備保守点検業務
- 電話交換設備保守点検業務
- 空調関連設備機器保守点検業務
- 消防設備保守点検業務

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について

〈管理体制〉



〈各種委員会〉

サービス向上委員会

リスクマネジメント委員会
(院内感染対策会議を含む)

研修委員会

〈別紙 8 総合療育センター西部分所委員会規程〉

イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

	配置数	正規	非常勤	
医師	3	1	2	整形・リハ科 1 小児 1 内科 1
歯科医師	1		1	
看護師	2	2		
歯科衛生士	2		2	
理学療法士	3	3		
作業療法士	3	3		
言語聴覚士	3	3		
心理士	3	3		
指導員・保育士	13	13		
事務員	4	4		
調理員	2	1	1	
	39	33	6	

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

① 国家資格を要する専門職種は以下のとおりです。

	人数	経験年数(平均)	根拠規定
医師	3	21	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
歯科医師	1	19	歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
看護師	2	16	保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
歯科衛生士	2	21	歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
理学療法士	3	16	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
作業療法士	3	18	理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
言語聴覚士	3	10	言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
保育士	13	9	児童福祉法第 18 条の 4
社会福祉士	1	9	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）

② 専門職種の採用にあたり、一定の資格を要するものは以下のとおりです。

	人数	経験年数(平均)	資格要件
心理士	3	11	4 年制大学以上で心理学又は心理学隣接諸科学を専攻し卒業した者

2-(5) 管理運営体制など

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

本事業団は、平成 22 年度からの自立経営に向けた体制作りの一環として、「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しています。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針に基づいた「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、本事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

【求める人材像】

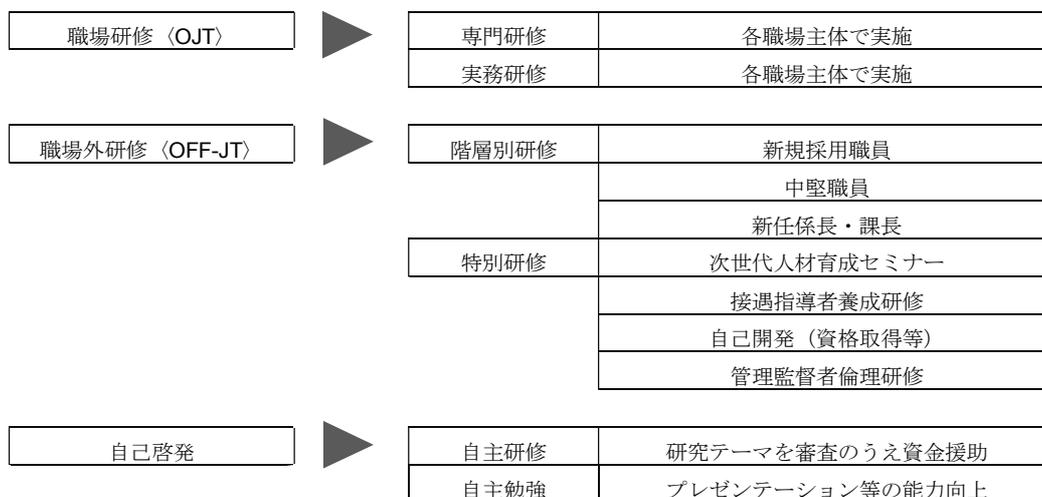
1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修は OJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成



《別紙 9 人材育成基本方針》

□ 専門研修

① 職場内研修

医療系多専門職で構成される職場であることから、系の職種単位で定期研修の場を設ける外、リスクマネジメントや感染予防など医療安全関係、臨床例による症例検討、学会形式での学術集会など各専門性の枠を超えた全体研修も定期に実施します。

② 職場外研修

専門別、多科共通などで各種学会、講習会、研修会等に参加受講します。

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

□ 地域の住民との連携

地域の行事に参加したり、見学会を催す等地域住民との交流を深めるとともに、火災や地震等の災害活動について相互応援体制の確立を図ります。

□ 関係機関等との連携

① 通園では、保育所や幼稚園と並行通園を行っている児に対して、保育所担当職員の来園、及び電話による利用児の情報共有と療育プログラムの確認・検討を行い、適切な療育指導を図ります。

② 各区生活支援課・子ども総合センター等と連携し、保護者に対する最善なサービスの提供を図ります。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報を保護するための対策について

本事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。

個人情報の保護や開示請求に対して適切に対応するため、情報管理体制を整備しており、今後もこの体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

□ 個人情報の保護

- ① 本事業団は「事業団個人情報保護規程」に基づき、情報の保護に取り組みます。
- ② 総合療育センターは「総合療育センター職員倫理要綱及び職員行動規範」及び「総合療育センター個人情報保護方針」を策定し、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、一層の管理徹底を図ります。

- 個人情報の入手
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
- 利用目的の通知
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
- 個人情報の保管
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
- 個人情報の処分
退園児童の情報は、規程のあるもの以外は、速やかに処分します。

□ 情報の開示

本事業団は「事業団情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

〈別紙 10 個人情報保護規程〉

〈別紙 11 総合療育センター個人情報保護方針〉

〈別紙 12 情報公開規程〉

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

児童に対する虐待が社会問題として深刻化している中、本事業団はこの状況を真摯に受け止め、利用者やその家族の人権を尊重するとともに、サービス向上委員会を中心に各種マニュアルを定め、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

- ① 人権研修の実施 年2回
- ② 子ども総合センターなど関係機関への速やかな通報

〈別紙 13 虐待防止マニュアル〉

〈別紙 14 身体拘束防止マニュアル〉

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- ① 利用者の要望を把握するとともに、子ども総合センターと協議・調整を行います。
- ② 子ども総合センターとの調整結果に基づき、最善のサービス提供を図り、利用者にとって公平な対応と配慮を行います。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

□ 安全対策

リスクマネジメント委員会を中心として、事故の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めます。また、事故防止の徹底と速やかな対応を図ります。

- ① 施設内の巡回点検を計画に従い、年 12 回実施し危険箇所の発見、改善に努めます。
- ② 各部門では、遊具・設備の安全点検を月 1 回実施します。
- ③ 「事故報告」とその対応策は施設内で回覧するとともに、リスクマネジメント委員会に報告され、さらに分析、検討を行い安全確保に役立てます。
- ④ 「ヒヤリ・ハット」の報告は随時行い、危機回避に配慮します。
- ⑤ AED を設置し、救急対応に配慮します。
- ⑥ 安全管理の研修を年 2 回以上実施します。

〈別紙 15 安全管理指針〉

- リスクマネジメントマニュアル

〈別紙 16 医薬品の安全使用のための業務に関する手順書〉

□ 事故発生時の対応

事故発生時には、被災者の救命、被害の拡大防止に全力を尽くすとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告、情報の把握及び提供を行います。

また、「安全管理指針」に「安全管理に関するシステム」、「事故発生時の報告体制」、「事故発生時の初期対応」及び「事故対応の流れ」を定め、職員への周知を行います。また、マニュアルの周知徹底、事故の発生予防及び発生時の速やかな対応を図ります。

〈別紙 15 安全管理指針〉

- 事故発生時の報告体制
- 事故発生時の初期対応
 - 事故報告書様式

オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

リスクマネジメント委員会を中心として、感染症の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定めるとともに、職員への周知徹底を図り、安全環境の整備に努めます。また、防止の徹底と速やかな対応を図ります。

〈別紙 17 院内感染対策指針〉

- 院内感染対策マニュアル

〈別紙 18 食中毒緊急対策マニュアル〉

〈別紙 19 給食衛生管理マニュアル〉

〈別紙 20 大量給食マニュアル〉

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

防災計画を策定し、風水害・火災等の災害の発生に備えるとともに、防災訓練及び所内研修等を通じて職員の意識向上に努めます。また、危機管理体制の強化を図ります。

□ 防 犯

- ① 施設内に防犯ブザー等を設置し、防犯対策を強化します。

□ 防 災

- ① 防災計画を策定し、職員への周知徹底を行います。
- ② 消防計画を消防署へ提出します。
- ③ 防災訓練を各部門では月 1 回、施設全体では年 2 回訓練を実施します。
- ④ 法定の消防設備点検を実施します。
- ⑤ 事務局・職員・保護者への連絡網を整備します。

□ 危機管理体制

- ① 緊急連絡網
 - 施設と事務局間、施設内の緊急連絡網の整備を行います。
- ② 動員計画
 - 災害発生時の自衛防災組織、動員計画の整備を行います。

〈別紙 15 安全管理指針〉

〈別紙 21 非常災害計画〉

北九州市立総合療育センター西部分所に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区 分	収入計画			計	摘 要
	28年度	29年度	30年度		
1. 障害福祉サービス等事業収入	89,252	89,252	89,252	267,756	収入項目内訳書のとおり
2. 児童福祉事業収入					
3. 医療事業収入	77,011	77,011	77,011	231,033	
4. 受託事業等収入					
5. その他の収入	1,057	1,057	1,057	3,171	
収入合計(A)	167,320	167,320	167,320	501,960	

【支出見積】

区 分	支出計画			計	備 考
	28年度	29年度	30年度		
1. 事業費	30,429	30,429	30,429	91,287	支出内訳書のとおり
2. 人件費	222,117	222,117	222,117	666,351	
3. 事務費支出	29,945	29,945	29,945	89,835	
4. その他管理運営に関する経費	8,458	8,458	8,458	25,374	
小 計	290,949	290,949	290,949	872,847	
合 計(B)	290,949	290,949	290,949	872,847	

【収支明細】

収入合計(A)	167,320	167,320	167,320	501,960	
支出合計(B)	290,949	290,949	290,949	872,847	
収支差(A) - (B)	-123,629	-123,629	-123,629	-370,887	
指定管理料	123,629	123,629	123,629	370,887	

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立到津ひまわり学園
所 在 地：北九州市小倉北区下到津一丁目8番8号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,636㎡
構 造：鉄筋コンクリート造2階建
規 模：延床面積 約696㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援
- ・短時間療育（通園）事業 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団
所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号
主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）
② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

平成27年8月3日 申請受付開始

平成27年8月10日 申請締め切り
 平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
 平成27年10月 指定管理者候補を決定

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立到津ひまわり学園の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・昭和54年度より長年にわたり障害児の療育に取り組んでおり、地域の障害児の保護者との信頼関係も深いと考えられることから、妥当と言える。
- ・障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能して、福祉事業団は長年にわたり、専門的に取り組んでいる団体であるので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	<p>指定管理者としての適性</p> <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2	<p>管理運営計画の適確性</p> <p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p> <p>④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。</p> <p>・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など</p> <p>⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。</p> <p>⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> <p>※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。</p> <p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p>

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州市福 祉事業団	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・保護者の施設利用ニーズが高く、障害児を受け入れている地域の保育所・幼稚園との支援事業も実施しており、適正といえる。
- ・利用者の利便性向上や、自立支援、家庭支援などに具体的な提案が多くなされていると認める。

【管理運営計画の適確性】

- ・目標（計画）を上回る経費節減や適切な消費電力維持に努めており、適正といえる。
- ・費用をできるだけ抑えようという具体的な取り組みがなされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。到津ひまわり学園についても、昭和54年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

24,028千円（平成28年～32年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有する。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。到津ひまわり学園についても、昭和 54 年設立当時より委託運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

（北九州市立到津ひまわり学園 指定管理者）

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

1 指定管理者としての適性について

（１） 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
事業団が新たに策定した「基本理念」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、「経営方針」における 3 つの視点、「サービスの視点」「人材の視点」「財務の視点」や「行動規範」に従い、福祉サービス提供者として、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。
（２） 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>【人的基盤】</p> <p>○昭和 40 年の設立以来、50 年間にわたり、障害施設・保育所・老人施設・児童館など 10 種 75 施設の運営による多種多様な福祉・医療専門職が在籍し、施設間の連携により児童等へのさまざまな支援の提供が可能です。</p> <p>○引野ひまわり学園は、経験豊富な指導員・保育士を配置し、知識・技術を活かした療育プログラムの提供など児童・家族・地域への支援を行います。</p>
（３） 実績や経験など
<p>○現在、障害児施設のほか、障害者支援施設 1・保育所 16・児童館 42・老人施設 1 など 13 種類 75 施設を運営しています。</p> <p>○国家資格を要する保育士の経験年数（平均）は 17.5 年です。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
（１） 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<p>○「通園施設の基本方針」に基づき、利用児一人ひとりの「育ち」を支援します。</p> <p>○児童発達支援センターとして通常通園のほか、当園の有する専門機能を生かし、短時間通園、保育所等訪問支援、外来相談及び障害児相談支援を継続して実施し、地域のニーズに対応する地域の中核的施設としての機能を果たします。</p> <p>○療育内容については、専門職として研鑽を積み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。</p> <p>○また、当学園では年度当初に定める運営計画において重点取組み事項を定めており、今後も継続して利用者へのサービス向上を図ります。</p>
（２） 利用者の満足度
<p>○利用者が当学園を利用する目的は「子どもの発達支援」であり、利用者の満足度を高めるため療育の質の向上と家族支援の充実を図ります。</p> <p>○日常的に利用者の声を聞くとともに年 1 回の利用者アンケートを行い、利用者の意見・要望・</p>

ニーズを把握するとともに、速やかな対応を図ることにより満足度を高めていきます。

○利用者の意見・要望などに速やかに対応するとともに、情報提供を密に行うことにより、利用者満足度 90%以上を目指します。(園独自のアンケートも実施)

○土曜日の行事実施により、家族と園児のふれあう機会を増やすとともに、事業運営への理解を深めていきます。

【効率性】に関する取組み

(1) 指定管理業務に係る経費

通園利用者の増大を図るとともに、経費節減に努め、健全な収支の執行に取り組めます。

(2) 経費の低減や収入の増加に向けた創意工夫

○清掃等委託業務は、本事業団事務局にて一括入札等を行うことにより、経費節減を図ります。

○また、施設における水道光熱費については、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準とし、「節電対策」についても、利用者の身体状況等に影響が生じない範囲で実施することとします。

【適正性】に関する取組み

(1) 管理運営体制など

○利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針、行動規範に基づいて「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していきます。

○「サービス向上」の基盤となる職員の資質向上のため、職場内研修・職場外研修を積極的に実施するとともに、研究発表の場を設けて自己研鑽の風土を醸成し、人材育成に努めます。

○地域との連携に関しては、地域の中核的な施設として専門的な機能を生かして地域支援に積極的に取り組むとともに、地域における社会資源を積極的に利用します。実習生やボランティアの受け入れにより福祉人材の育成や活用を推進するとともに、地域との交流を通して、障害福祉への理解と認識を深めていきます。

(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

利用者の個人情報保護に積極的に取り組むとともに、利用者に関する虐待の防止や早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。

提案額（千円）

28年度	24,028千円
29年度	24,028千円
30年度	24,028千円
31年度	24,028千円
32年度	24,028千円

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

到津ひまわり学園は、児童福祉法に基づき、就学前の知的障害児に対して発達の促進・障害の軽減・豊かな心の成長など、自立生活に向けた療育指導を行う施設です。

本学園は、昭和 54 年の開設以来、36 年の長きにわたり、門司・小倉北・小倉南・戸畑区の児童を受け入れ、障害児への療育に真摯に取り組んできました。

その根底には、障害のある方及び家族の立場や考えを尊重し、常に利用者の最善を求めて行動する姿勢にあります。

本事業団は、「基本理念」「経営方針」「行動規範」により、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質や品質のさらなる向上を図ることとしています。

北九州市福祉事業団の基本理念

北九州市福祉事業団は
人と知識と技術を結集して
一人ひとりの幸せを大切にする社会づくりに貢献します。

スローガン ～ 一人ひとりの笑顔のために ～

北九州市福祉事業団の経営方針

【サービスの視点】

1. ご利用の皆様の視点に立ち、安心・安全で質の高いサービスを提供します。

【人材の視点】

2. 組織力、人材力を強化するとともに、働きがいのある明るい職場づくりを目指します。

【財務の視点】

3. 持続的発展を図るため、安定した経営基盤を確立します。

北九州市福祉事業団の行動規範

北九州市福祉事業団は
基本理念の実現を目指して、ここに行動規範を定めます。
私たちは、この行動規範を共有し
職業人としての自覚と責任を持ち
一人ひとりの幸せの実現のために行動します。

1. ご利用の皆様一人ひとりを大切にします。
2. 高い倫理性を持って行動します。
3. 専門的知識・技術の向上を目指します。
4. 地域社会との連携を大切にします。
5. 法令及び社会的ルールを守ります。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行っていくための人的基盤、財政基盤について

1 本事業団の沿革

本事業団は、北九州市が設置した社会福祉施設の管理運営を受託するほか、北九州市と一体となって社会福祉事業の推進を図り、公立民営として「公正」と「公平」を求められる役割を十分に生かし、広く市民の福祉向上と増進に寄与することを目的として設立された法人です。

昭和 40 年 11 月、本事業団は、肢体不自由児施設「足立学園」開設と同時に設立され、以来 50 年間にわたり、障害施設・老人施設・保育所・児童館など、現在では 10 種類 75 施設の運営を行っています。

そのほか、以下の事業などについても北九州市と連携し、公立民営の特色と長所を生かしながら、地域における福祉向上のため積極的な取り組みを行っています。

- 社会福祉施設従事者等研修事業（社会福祉研修所）
- 介護認定審査会補助業務
- 介護保険訪問調査業務
- 障害支援区分認定事務
- 地域包括支援センターと統括支援センターへの職員出向
- 地域担当看護職員活動事業
- 訪問等による介護予防支援事業
- のびのび赤ちゃん訪問事業
- 介護報酬請求事務
- 皿倉放課後児童クラブ
- 子ども・若者応援センター「YELL」
- 高齢者生きがいづくり支援事業
- 北九州チャンピオンズカップ国際車椅子バスケットボール大会運営事業

2 人的基盤

本事業団は、多様な福祉施設等の運営を通して、福祉専門職・医療専門職を多数有しており、当センター地域支援室による訪問サービス、保育所の歯科検診（当センター歯科衛生士の派遣）など、人的資源の有効利用を積極的に行っています。

平成 27 年 8 月 1 日現在の常勤職員は 1,171 人（正規 419 人／嘱託 752 人）となっており、全国的にも専門職を多数有した事業団の一つです。

〈主な職種〉

事務員	129 人	医師	13 人	言語聴覚士	10 人
指導員	108 人	歯科医師	2 人	心理士	10 人
保育士	425 人	リハビリ工学技士	1 人	視能訓練士	3 人
介護士	22 人	薬剤師	2 人	歯科衛生士	4 人
訪問調査員	58 人	マテリアルワーカー	3 人	視覚障害者生活訓練士	1 人
包括支援員	77 人	栄養士	8 人	視覚障害者生活訓練等指導者	1 人
家庭訪問指導員	1 人	臨床検査技師	6 人	看護師	78 人
児童厚生員	98 人	診療放射線技師	2 人	准看護師	4 人
相談員	4 人	理学療法士	16 人	自動車運転手	4 人
スポーツ指導員	7 人	作業療法士	14 人	看護補助員	2 人
介護報酬請求員	11 人	運営管理責任者	1 人	業務員	1 人
用務員	3 人	コーディネーター	1 人	指導補助員	2 人
介助員	9 人			調理員	30 人

3 財政基盤

- 本事業団の平成 26 年度決算は以下に示すとおりです。
- 経営基盤の安定性は、平成 17 年から 5 年間の経営健全化計画への取り組みにより、十分確保されています。
- 本事業団は、今後もより一層の経営基盤の強化に向け、サービスの質及び効率性の向上を図ります。

平成 26 年度決算

- 総収入 86 億 4515 万円
- 総支出 85 億 8191 万円
- 当期資金収支差額 6324 万円

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

本事業団は、平成 27 年度現在、10 種類 75 施設の運営を行っています。

勤労青少年ホームを除き、総合療育センター、ひまわり学園（引野・若松・到津）など全ての施設は開設当初から継続して運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。

主な運営施設は、以下のとおりです。

1 保育所

- ① 昭和 44 年から 46 年間にわたり保育所運営を行っています。
- ② 現在の運営数は事業団立 15 所、指定管理 1 所の計 16 所です。
- ③ 平成 26 年度の利用延べ数は 22,287 人（入所率 102.0%）です。

2 障害施設

総合療育センター

- ① 昭和 40 年、肢体不自由児入所施設「足立学園」として開設されました。
- ② 現在は、「外来診療部門」「児童発達支援センター」「障害児入所施設」「療養介護」を運営する多機能型社会福祉施設です。
- ③ H26 の外来診療部門の受診延べ数は 42,894 人です。
- ④ H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

ひよこ通園（児童発達支援センター）	（定 50）	44.0 人
うさぎ通園（児童発達支援センター）	（定 30）	19.0 人
足立園（障害児入所施設）	（定 80）	38.0 人
足立園（療養介護）	（定 80）	38.0 人

小池学園

- ① 小池学園（障害児入所施設）は、昭和 46 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

小池学園（定 60） 47.5 人

ひよりの丘

- ① ひよりの丘（障害者支援施設）は、小池学園成人部を移転し、平成 23 年に開設されました。
- ② H26 の一月平均利用は以下のとおりです。

ひよりの丘（定 50） 48.4 人

ひまわり学園（児童発達支援センター）

- ① 引野ひまわりは昭和 45 年、若松ひまわりは昭和 51 年、到津ひまわりは昭和 54 年に開設されました。
- ② H26 の一日平均利用は以下のとおりです。

引野ひまわり学園（定 50） 48.9 人

若松ひまわり学園（定 30） 31.5 人

到津ひまわり学園（定 50） 53.9 人

3 児童館

- ① 昭和 41 年から 49 年間にわたり、運営を行っています。
- ② 現在の運営館数は 42 館です。
- ③ H26 の年間利用は 65 万人です。

1-(3) 実績や経験など

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

①国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。※施設長・相談員含む

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	13	13	1	4			1.8
児童指導員	8	2	3	1	1		1.4
栄養士	1					1	3.4
合計	22	15	4	5	1	1	

②専門職種の採用にあたり、社会福祉士を有しない一定の資格を有する者は以下のとおりです。

	採用職種（人）	経験年数
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	5	10

※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を専攻し卒業した者

③専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	5
相談支援専門員	4
社会福祉士実習指導者	3

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針（事業計画）について

到津ひまわり学園、引野ひまわり学園、若松ひまわり学園の3つの児童発達支援センターでは、人権の尊重、個別支援プログラム、支援サービス、危機管理について共通の「支援マニュアル」を作成しています。その基本方針に基づき、利用児一人ひとりの「育ち」とそれを支える「家族の機能」を高めるため、次のとおり取り組みます。

1. 安全かつ安定した豊かな生活を送れるよう、ご家族及び地域の方々と協力します。
2. 専門職として研鑽を積み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。
3. 地域のニーズに応じた専門的な支援を行います。

また、当学園では年度当初に定める運営計画において重点取り組み事項を定めており、今後も継続して利用者へのサービス向上を図ります。

＜別紙1 基本方針＞

＜別紙2 平成27年度事業計画＞

＜別紙3 平成27年度年間行事計画＞

□ 通常通園

- ① 年間250日の開所を基本とします。
- ② 各種評価（ポータープログラム、遠城寺式乳幼児発達評価表など）や各種療育技術（TEACCHプログラム、インリアルアプローチ、応用行動分析、行動療法、感覚統合療法など）を活用し療育を行います。

支援内容は以下のとおりです。

- ・ 健康の維持と増進
 - ・ 社会性、認知、コミュニケーション（言語）、運動面の発達促進
 - ・ 基本的生活習慣の習得
 - ・ ファミリーサポート
 - ・ 関係機関、ボランティア、サービス事業者との連携
- ③ ポータープログラムを中心とした個別支援計画を作成し、子どもの発達について保護者と共通認識し、同じ視点で支援していきます。また、保護者にも支援内容に関心を持ってもらうために、家庭でできるプログラム（ホームプログラム）を提供します。
 - ④ ミュージックケア、わらべうたを月1回実施するとともに、日常の保育活動に取り入れます。
※ ミュージックケアは研修を受講し、わらべうたは講師の指導を受けて実施します。
 - ⑤ スヌーズレンをグループ活動に取り入れます。
※ 感覚刺激空間を用いてリラクゼーション活動を提供します。
 - ⑥ 「食育」に取り組み、調理活動を実施します。
※ 年長児（月1回）、年中・年少児（プチクッキング年7～8回）
保護者の調理実習（年1回）

- ⑦ 年長児は就学相談の支援及び進学先への引継ぎを行います。
- ⑧ 同年齢の児童とふれあうため、交流保育を実施します。(年12回 ※2か所)
- ⑨ 健康維持のため、内科検診(年2回)、歯科検診(年1回)を実施します。
- ⑩ 保護者の理解を深めるため、個人懇談(定期懇談年3回及び必要時)、保育参観(年3回)、クラス懇談(月1回)、保護者勉強会(年7～8回)を実施するとともに、連絡帳や電話などを通じて日常的に相談や情報交換を行います。

また、参観日に限らず自由に保育を参観できます。

- ⑪ 家族参加を促進するため、土曜日に行事を実施します。(年10回)
 - ※ 「運動会」、「夏のお楽しみ会」、「保育参観」、「あそぼうの会」、「乗馬体験」
- ⑫ 通園児の兄や姉が弟や妹の園での生活を知ってもらうため「お兄さんお姉さんの会」を実施します。(夏休み冬休み期間中に各1回)
- ⑬ 社会参加の促進として、遠足(年2回)や近隣施設(公園、子ども文化会館、交通公園、飲食店など)の利用など地域の社会資源を活用(年10回程度)します。
- ⑭ 地域交流の一環として、到津市民センター主催行事(人形劇など)に参加し、地域の小学生・特別支援学校の児童などと交流する機会を設けます。作品展などには園児の作品を展示します。

また、到津市民センターと共催で地域の市民を対象とした幼児食(食育)などの講座を開催します。

休園日に他団体などから招待があれば、職員が引率して参加します。(自主参加)

外来相談

- ① 市内在住の方はどなたでも利用できます。
- ② 相談、面接は個別で行います(1時間程度)。
電話での相談にも対応します。
- ③ 利用料は無料とします。

短時間通園

地域の保育所・幼稚園に在籍もしくは在宅で発達が気になる幼児を対象に、基本的学習態度やコミュニケーション、ソーシャルスキルを中心に小集団での指導を行うとともに、家族の支援を行います。

- ① 親子通園形態でグループ療育を行います。
- ② 利用時間は、年長・年中児が14:15～15:45(90分)、年少児が15:50～16:50(60分)で、利用頻度は月2回とします。
- ③ 発達課題別にグループ編成を行い、1グループ5人～15人とします。
- ④ 年長児は就学相談の支援、就学先への引継ぎを行います。
- ⑤ 利用は無料とします。

□ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園に在籍する幼児を対象とし、対象児への共通理解と認識を持つとともに、対象児にとって統一したかかわりを持てるよう支援します。

集団活動でのかかわりの方法や参加について、保育所・幼稚園の職員と話し合い、情報の交換や共有を行うことを通して、保育所などの職員の専門性の向上につなげます。

- ① 月～金曜日の午前中（場合によっては午後）に2～3時間程度保育所・幼稚園を訪問し、利用児の行動観察や療育検討を行います。
- ② 訪問の頻度は、利用者や所属集団の状況などに応じて設定します。
- ③ 発達検査や行動観察を通して個別に評価し、個別支援計画を作成します。
- ④ 保護者、所属園、当園担当で三者懇談を行い、利用児の特性や関わり方などについて共有を図ります。
- ⑤ 受給者証の発行が必要です。

【目 標】

	H28	H29	H30	H31	H32	
外来相談	130	130	130	130	130	年間利用延べ人数
短時間通園	800	800	800	800	800	年間利用延べ組数
保育所等訪問支援	160	160	160	160	160	年間巡回延べ件数

□ 障害児相談支援

利用児の状態や環境、また保護者の意向を踏まえて総合的な支援の方法を計画します。

- ① 専任職員を1名配置します。
- ② 障害児支援利用計画案を作成してサービス事業者等との連絡調整を行い、決定内容に基づき障害児支援利用計画を作成します。
- ③ 一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、モニタリングを行います。

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

□ 受け入れ人数

最大限60名まで受け入れます。

□ 受け入れ幼児の拡充

児童発達支援センターとして知的障害児以外も受け入れ、利用者への支援を拡充します。

- ① 身障手帳を有する幼児
- ② 発達障害が認められる幼児
- ③ 医療行為を必要としない健康面の配慮を必要とする幼児

□ 送迎の利便性の向上

通園バス、ミニバン各1台を運行し、より自宅近くでの乗降が可能となるようにします。

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

□ ホームページの活用

市民に対する広報活動として、最も有効な手段であるホームページを運営しており、今後も継続して活用します。

- ① 園の概要
- ② 園の一日と年間行事
- ③ 相談支援事業
- ④ 短時間通園
- ⑤ 交通アクセス
- ⑥ ブログ（月1～2回更新）
- ⑦ 保育所等訪問支援

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成

「支援マニュアル（個別支援計画）」に基づき、長期・短期目標を設定し、「個別支援計画」を作成してサービス提供を行います。

評価方法や療育の基本となる技術については上述のとおりです。※「2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み」の「ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について」に記載しています。

- ① 利用児の発達や障害特性に応じたプログラム（個別支援計画）を作成します。
- ② 作成にあたり、保護者と協議を行います。
- ③ 保護者の同意を得て、プログラムを実施します。
- ④ 懇談を通して、現在の取り組みを定期的に確認し、プログラムを適宜修正します。
- ⑤ 個別支援計画をもとに、2ヶ月に1回達成した内容の伝達と短期目標を「月の指導」として作成し、保護者に配布して子どもの理解と支援につなげます。
- ⑥ 「月の目標」をもとに「ホームプログラム」を作成し、家庭での取り組みを支援します。

＜別紙4 支援マニュアル（個別支援計画）＞

＜別紙5 個別支援計画＞

＜別紙6 月の目標＞

＜別紙7 ホームプログラム＞

オ 利用者の家族支援についての基本的な考え方や具体的な取り組み

当園では利用児一人ひとりの「育ち」とそれを支える「家族の機能」を高めることを運営方針として位置付けており、家族支援を重要な役割として捉えています。子どもの理解を深め、保護者の要望や不安を受け止めるため次のような支援を提供しており、今後も継続して家族支援に取り組めます。

□ 個別的な家族支援

- ① 個人懇談 年3回及び必要時
- ② 家庭訪問 年1回（新入園児）及び必要時
- ③ 連絡帳 毎日（情報交換及び相談）
- ④ 電話相談 適宜

□ 全体的な活動を通しての家族支援

- ① 保育参観 年3回 ※ 設定された日以外でも自由に参観が可能です。
- ② クラス懇談 月1回 ※ 8月、12月を除く
- ③ グループ活動参観 年1回
- ④ 保護者勉強会 年7～8回
- ⑤ 行事 年6回（運動会など家族参加型行事を土曜日に実施）※乗馬体験含

□ 給食試食会の実施

保護者対象の給食試食会、調理実習を通して、日常の「食」への関心を高め、児童の健康増進を図ります。

- ① 給食試食会 年1回 ※誕生会に出席した保護者が試食
- ② 調理実習 年1回 ※到津市民センターで実施

□ 関係機関との連携

本園のみでは対応が不十分な利用者に対しては、区役所子ども家庭相談コーナー、区役所高齢者・障害者相談コーナー、子ども総合センター等と連携し、安定して通園できるよう支援します。他施設への移行が必要となった場合、引き継ぎなど移行の支援を行います。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

利用者にとって最大の利用目的は「子どもの発達支援」であり、満足度を高めるためには療育の質の向上と家族支援の充実が欠かせません。

その療育内容や家族支援に関して日常的に利用者の声を聞くとともに、年1回の利用者アンケートを行い、満足度や不安や不満などを聴取することで利用者のニーズを把握し、速やかに対応を図ることで満足度を高めていきます。

□ 利用者アンケートの実施（園独自）

① 年1回年度末に、利用者アンケートを実施します。項目は次のとおりです。

- ・ 全体的な感想
- ・ 環境、設備について
- ・ 職員の対応
- ・ 個別支援計画
- ・ 行事
- ・ 保護者勉強会
- ・ 要望、意見

② 集約意見と対応を文書にまとめて保護者へ配布します。

【目標】	平成	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者アンケート満足度		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

<別紙8 アンケート様式>

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

次の方法により利用者の意見、要望や苦情を聴取します。

職員は、意見や要望、苦情を出しやすい雰囲気作りや関係作りに努めます。

出された意見、要望や苦情は、次のとおり対応します。

□ 意見の把握方法

① 意見箱の設置

2階玄関に意見箱を設置し、自由に意見が出せるようにしています。

② 連絡帳

連絡帳に書かれた意見、要望、苦情や相談などに対しては、当日に回答します。

当日に回答が難しい場合も、できるだけ速やかに回答します。

③ 個人懇談（年3回及び必要時）、家庭訪問（年1回及び必要時）

療育に関する意見や要望などは、保護者と協議の上、個別支援計画に反映させます。

④ クラス懇談（月1回） ※ 8月、3月は実施しません。

⑤ 父母の会

- ・ 役員会（月1回）に園長が出席します。
- ・ 父母の会総会、年度末報告会に園長が出席します。
- ・ 必要時、父母の会役員から意見を聴取します。

⑥ 利用者アンケート（年1回）

⑦ その他

- ・ 電話での相談にも対応します。
- ・ 学園の携帯電話番号を公開し、休日や夜間でも相談や苦情の申し立てなどができるようにしています。

□ 利用者の意見を反映させる仕組み

- ① 毎日全職員によるミーティング（8:30～）を行い、利用者から出された意見、要望、苦情などは全職員で共有します。
- ② 個別に出された意見も全体的な視野に立って検討します。
- ③ 行動への対応など個別に検討が必要な事項は、各クラスで検討の上個別に回答します。対応が難しい事例に関しては、主任または園長のスーパーバイズを受けます。全体での協議や共有が必要な場合は、指導会議（保育士・指導員）で協議します。協議結果は個別に回答します。
- ④ 運営や職員の対応など全体で協議が必要な事項については、毎日行う全職員によるミーティング（8:30～）もしくは指導会議（月1回）、職員会議（月1回）で協議を行います。内容によっては随時ミーティングを開催します。協議結果は個別もしくは全体に回答します。
- ⑤ 利用者アンケートについては、内容について職員で協議のうえ、集約意見と対応を文書にまとめて保護者へ配布します。

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

本事業団は、福祉サービス向上のため、サービス苦情解決実施要綱及び同要綱の事務要領を作成しています。それに基づき利用者の苦情・要望に対する窓口を設置し、適切かつ迅速に対応する体制を整えています。

- ① 学園に苦情受付及び苦情解決責任者を定め、学園内に掲示するとともに、「到津ひまわり学園重要事項説明書」に明示し、契約の際には口頭でも説明します。
- ② 連絡帳、電話、電子メール、面接、意見箱により意見集約を行い、対応します。
- ③ 意見内容によっては、事務局担当課と合同で対応します。

<別紙9 サービス苦情解決実施要綱>

<別紙10 サービス苦情解決実施要綱の事務要領>

<別紙11 到津ひまわり学園重要事項説明書>

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

利用者にとって有益な情報は各種方法により提供しており、今後もより一層の内容充実を図ります。

- ① ホームページ
- ② 学園からの配布物
 - ・ 園だより（毎月発行） <別紙 12>
 - ・ グループのおしらせ（定期的に家庭へ配布） <別紙 13>
 - ・ 健康に関するおたより（不定期）
- ③ 入園時、契約時配布物
 - ・ 入園のしおり（入園時） <別紙 14>
 - ・ 到津ひまわり学園重要事項説明書（契約時） <別紙 11>
- ④ 家族向け図書・資料コーナーの設置（保護者控室及び保護者控室前）
 - ・ 療育に関する図書、広報誌、資料
 - ・ 子どもの病気に関する資料
 - ・ 療育機関などのパンフレット、冊子
 - ・ 特別支援学校、特別支援学級など学校情報
- ⑤ 掲示板の設置（2階玄関）
 - ・ 療育に関する情報
 - ・ 子ども文化会館など近隣の児童関連の案内ちらしなど
 - ・ 保護者からの持ち込み情報
- ⑥ 研修案内、関係機関などの配布物
 - ・ 研修案内、関係機関などの配布物は自由に取ることができるようにしています。
（2階玄関）
 - ・ 児童対象で保護者が参加可能な研修会の案内があった場合、全員に対し文書で情報提供をします。
- ⑦ 保護者勉強会の開催
 - ・ 父母の会の意見を参考に、年に7～8回開催しています。
※平成26年度保護者勉強会実施状況 <別紙 15>

オ 利用者のニーズ等に沿った取り組み

利用者にとって最大の利用目的は子どもの発達支援及び家族の支援です。

子どもの成長と家庭での生活の安定を図るため、療育の質の向上と家族支援の充実に努めます。

療育の充実

2-(1)「施設の設置目的の達成に向けた取り組み」の「ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について」の療育内容を確実に実施するとともに、それを担う職員の資質向上に努めます。

□ 家族支援

- ① 上記療育の内容や子どもの目標とその達成状況を個人懇談会、連絡帳、電話相談などで確実に伝え、その状態を保護者と共有します。
- ② 保護者勉強会を実施します。(年7～8程度)
 - ※ 療育や制度に関する学習、特別支援学校などの在籍児の家族の体験談、施設見学他
- ③ 家族支援は、母親だけでなく、父親、兄弟、祖父母を含む家族全体を対象とします。
 - ※ 土曜日保育参観、(父親を主とした対象とした) あそぼう会、お兄さんお姉さんの会

□ 進路指導

進路決定にあたっては、家族の意向を踏まえた上で子どもの発達や家庭の状況など総合的に判断し、助言を行います。

- ① 幼稚園、保育園などに移行する場合、添書の送付や移行先との情報交換などによりスムーズな移行に努めます。移行後も短時間通園や保育所等訪問支援事業を利用してフォローに努めます。
- ② 就学相談(年長児)
 - ・ 就学先の決定にあたっては、保護者と十分に相談を行います。
 - ・ 就学相談会の説明会を実施します。(年1回/引野・若松・到津ひまわり合同)
 - ・ 就学に備えての学校見学(特別支援学校・特別支援学級)を実施します。

(27年度)	特別支援学校	3校
	特別支援学級(知的障害)	8学級
	特別支援学級(自閉症・情緒障害)	6学級

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

□ 研修の充実

療育の質の向上のため職員の研修体制を整え、資質の向上に努めます。

- ※ 2-(4)「管理運営体制」の「エ 職員の資質・能力の向上を図る取り組みについて」

□ 家庭との連携

家庭などで生起する課題で実際に現場にて支援を行うことが有効な場合、家族の状況で早期に家庭で相談を行うことが必要な場合など、速やかに家庭訪問を行い、課題の解決に向けて対応します。この場合家庭連携加算として対応しますが、必要な場合課題の解決を優先し、月2回の加算対象日数を超えても支援を行います。

□ 障害児相談支援の充実

27年度開始した障害児相談支援の充実を図ります。

- ① 各種研修会への参加や事例検討を行うとともに、相談支援担当者と通園担当者の連携の強化を図ります。
- ② 引野・若松ひまわり学園担当者との連携も強化し、情報交換や事例検討を行います。

③ 北九州市基幹障害者相談支援センターとの連携を図ります。

□ 短時間通園、保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターに求められる地域の中核的な施設としての役割を發揮すべく、短時間通園や保育所等訪問支援事業を実施し、地域の幼稚園、保育園との連携を強化します。

① 保育所等訪問支援、幼稚園・保育園職員勉強会（年1回）、短時間通園グループ参観（年1回、※参観後幼稚園・保育園職員との懇談会）、三者懇談（保護者、幼稚園・保育園職員、保育所等訪問支援担当者）などを実施し、幼稚園・保育園における発達に課題のある子どもの支援体制の強化を支援します。

② 短時間通園の受け入れ可能人数を超えた場合でも、保育所等訪問支援事業で対応します。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

- ① 本事業団運営施設の委託業務については、事務局にて入札または見積もり競争により業者決定を行っており、今後もこの方法を継続することにより経費縮減を図ります。

〈主な契約内容〉

- ・ 清掃（28 施設／到津ひまわり学園含む）
- ・ 消防設備保守点検（64 施設／到津ひまわり学園含む）
- ・ 機械警備（55 施設／到津ひまわり学園含む）

- ② 水道光熱費の節約

光熱水費の金額や前年度との比較などを適宜職員に提示し、節電、節水の意識を高めます。

- ・ 水道
手洗い場には節水協力の張り紙を掲示し、職員の節水意識を高めます。
- ・ 電灯
各部屋に節電協力の張り紙を掲示し、職員の節電意識を高めます。
遊戯室利用などで保育室に不在の時などは消灯します。
- ・ 空調
環境省が提唱している空調温度を基準とします。

『クールビズ』 夏は 28 度基準

『ウォームビズ』 冬は 20 度基準

【目 標（数値目標）】

単位：千円

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
管理運営費	161,662	161,662	161,662	161,662	161,662
使用料収入	137,634	137,634	137,634	137,634	137,634
指定管理料	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028

イ 収入を最大限確保する提案について

- 土曜日開園の実施

年10回土曜日開園します。その振替休日は設定しません。

- 出席率の確保

感染症予防マニュアルに沿って感染症予防に努める、日常的な健康観察に留意して病気の重症化を防ぐなどの対応により、欠席日数を減らし、健康に通園できる日数を確保します。

<別紙16 感染症予防マニュアル>

ウ 利用料金の設定について

以下の制度等に定められた費用の利用者負担相当額を徴収します。

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 122 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
[平成 24 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 125 号※平成 27 年 3 月 31 日改正]

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

H26 年度決算額をベースとして収支の増減要素を加味

イ 指定管理業務の適切な再委託について

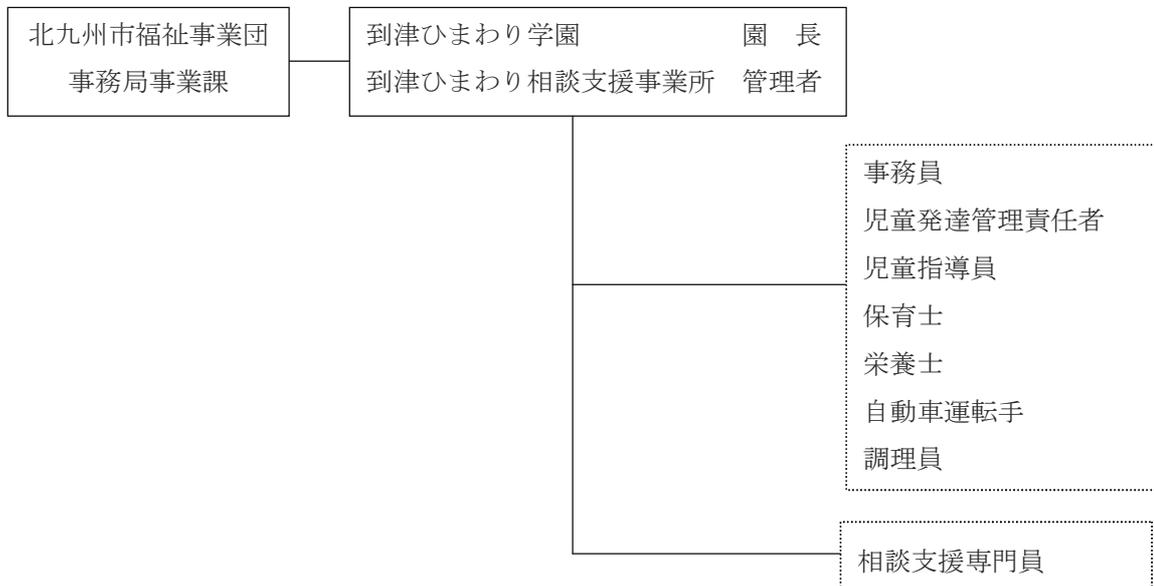
入札または随意契約による業務委託については、品質と費用対効果の向上及び経費の縮減を図ります。

再委託を行う主な業務及び保守点検

- 清掃業務
- 空調機器保守点検業務
- 消防設備保守点検業務
- 機械警備
- 給食用ダムウォーター保守点検業務

2-(5) 管理運営体制など

ア 施設の管理責任者、管理体制について



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

	配 置	正 規	パート
施設長	1	1	
事務員	1	1	
児童指導員	5	5	
保育士	18	17	1
栄養士	1	1	
自動車運転士	3	1	2
調理員	3	1	2
嘱託医師	1		1
計	33	27	6

〈配置基準〉

- ・ 指導員及び保育士 乳幼児4人に1人以上
- ・ 栄養士 1人以上
- ・ 調理員 1人以上

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

①国家資格を有する専門職種は以下のとおりです。※施設長・相談員含む

	採用職種	保育士	社会福祉士	介護福祉士	精神保健福祉士	管理栄養士	平均 経験年数
保育士	13	13	1	4			1.8
児童指導員	8	2	3	1	1		1.4
栄養士	1					1	3.4
合計	22	15	4	5	1	1	

②専門職種の採用にあたり、社会福祉士を有しない一定の資格を有する者は以下のとおりです。

	採用職種（人）	経験年数	
社会福祉士資格を 有さない児童指導員	5	10	※4年制大学以上で福祉学・教育学・心理学系を 専攻し卒業した者

③専門資格を有する者は以下のとおりです。

	人数
児童発達支援管理責任者	5
相談支援専門員	4
社会福祉士実習指導者	3

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

本事業団は、平成22年度からの自立経営に向けた体制作りの一環として、「基本理念」「経営方針」「行動規範」を制定しました。

利用者のニーズや社会情勢の変化に対応するとともに、基本理念や経営方針に基づいた「サービス向上」と「経営基盤の安定化」を今後も推進していく中で、医療・福祉分野における最大資源である「人材」の育成は、これら取り組みを実現するうえで、最も重要な問題と位置付けています。

そのうえで、人材育成基本方針を策定し、本事業団が求める人材像を明確にし、人材育成の基本的方向を定め、将来の医療・福祉分野を支える人材育成を図ります。

【求める人材像】

1. 前向きにチャレンジしていく力をもった行動できる人材
2. 自己研鑽の風土醸成のもと、新しい価値を生み出す人材
3. 人間関係に関する基本技術を磨き、専門性を総合的に活かせる人材

【人材育成の基本的方向】

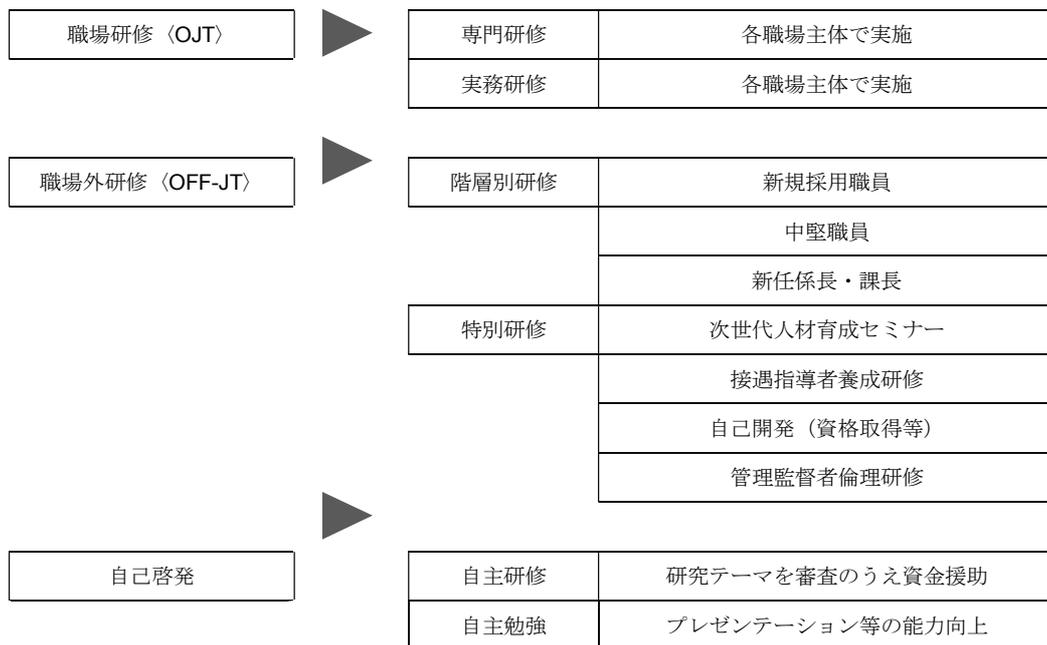
1. 長期的視野に立ち、系統的・継続的に実施する。
2. 能力・実績に応じた適正な人事評価を行う。
3. 職員研修は OJT（職場内研修）を基本とする。
4. 施設運営を支える非正規職員に対する職員研修を実施する。

【職員研修の基本方針】

1. 前に踏み出す力の育成
2. 考え抜く力の育成
3. チームで働く力の育成

<別紙 17 人材育成基本方針>

【研修の体系】



□ 職場内研修

本学園内で、伝達を含めた、知識・情報の共有化を図るため研修会を行っており、今後も継続して研修会を実施し、職員の資質向上を図ります。

① 新規採用職員と異動職員のための基本研修

- ・ 就業規則
- ・ 個人情報の取り扱い

- ・ 苦情の取り扱い
- ・ 各種マニュアルの周知
- ・ 個別支援計画
- ・ 月の目標の立て方

② 全職員を対象とした専門研修

- ・ TEACCH プログラム
- ・ インリアルアプローチ
- ・ 自閉症スペクトラム障害
- ・ ポーテージプログラム
- ・ 構造化
- ・ ミュージックケア、わらべうた
- ・ 感覚統合について
- ・ スヌーズレンについて
- ・ 保護者への対応について
- ・ 人権研修

□ 職場外研修

各種研修会、講演会、講習会に積極的に参加し、職員の資質向上を図ります。

① 発達障害に関する専門研修

- ・ TEACCHプログラム
- ・ インリアルプログラム
- ・ ポーテージプログラム
- ・ 応用行動分析
- ・ ペアレントトレーニングリーダー養成研修
- ・ 発達障害者支援のための初級セミナー

② 保育、療育に関する研修

- ・ 児童発達支援協議会職員研修会
- ・ ミュージックケア（音楽療法）
- ・ スヌーズレン
- ・ 統合保育研修
- ・ 学研夏の講習会
- ・ 施設見学 など

③ 施設管理運営上必要な研修

- ・ 児童発達管理責任者研修
- ・ 相談支援従事者研修
- ・ 社会福祉士実習指導者研修

④ その他の研修

- ・ 給食研修
- ・ 栄養士研修
- ・ 人権研修

<別紙 18 平成 26 年度職場外研修実績>

□ 自主勉強会

当事業団では職員による自主勉強会を支援し、職員の資質の向上に努めています。
当園では次の自主勉強会を実施しています。

- ・ ソーシャルスキルトレーニング研究会
- ・ 遊びの会「すずらん」

□ 療育研修

当事業団が主催する専門研修の位置づけとして行っており、今後も継続し、職員の資質向上を図ります。

- ・ 総合療育センター、ひまわり学園、小池学園、ひよりの丘における療育指導への取り組み結果を発表する場です。
- ・ 職員の専門性及び能力向上の一環として、30年間継続しています。
- ・ 年1回開催し、外部関係者にも公開します。

□ 各種研究会・学会への参加

本学園職員は、療育指導の内容に関する各種研究会などに参加して、日常的なスキルアップ等の自己研鑽に努めており、今後も各種研修会に継続して参加し、職員の資質向上を図ります。

- ・ インリアル研究会
- ・ 北九州TEACCHプログラム研究会
- ・ 日本LD学会
- ・ ソーシャルスキル研究会

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

保育所・学校との交流、ボランティアの受け入れなど、「地域の一員」として地域の活性化に積極的に関わります。

また、将来の福祉人材の育成のため、実習生を受け入れます。

□ 地域との連携

① 社会福祉体験学習（中学校）

- ・ 中学校より授業の一環として希望があった場合は、体験実習を受け入れます。

② ボランティア体験（北九州市ボランティア協会）

- ・ 高校生のボランティア体験を受け入れます。

③ 地域資源の活用

- ・ 保育活動などで地域資源である近隣施設（子ども文化会館、交通公園、近隣の公園、飲食店など）を活用します。（年10回程度）
- ・ 遠足などで地域資源を活用します。（子ども文化科学館、もりのいえなど）

④ 所轄の小倉北警察署や小倉北消防署との連携

- ・ 防犯教室や消防訓練・救急救命訓練を実施します。

⑤ 学校との連携（特別支援教育相談センター含む）

- ・ 支援学校や支援学級の教諭の見学・体験の受け入れ
- ・ 就学相談説明会（特別支援教育相談センター）の開催
- ・ 学校見学会の実施
- ・ 学校体験会の実施（小倉北特別支援学校入学児）

⑥ 幼稚園・保育園との連携（短時間通園、保育所等訪問支援利用児の所属施設）

- ・ 幼稚園・保育園職員勉強会（年1回）
- ・ 短時間通園グループ参観（年1回）

※幼稚園・保育所職員と情報共有および共通理解と統一した対応を図ることを目的

□ 地域との交流

① 到津保育所との交流（年6回）

② シオン山幼稚園との交流（年6回）

③ 到津市民センターとの交流

到津市民センター主催行事（人形劇鑑賞など）に参加し、地域の小学生・特別支援学校の児童などと交流する機会を設けます。作品展などには園児の作品を展示します。

また、到津市民センターと共催で地域の市民を対象とした幼児食（食育）などの講座を開催します。

④ その他

休園日に他団体などから招待があれば、職員が引率して参加します。（自主参加）

□ ボランティアの受け入れ

高校生、専門学校生、大学生、高齢者など幅広い年齢層のボランティアを受け入れており、園児との交流を通して児童発達支援センターの役割や発達に課題のあるお子さんへの理解と認識を深めています。今後も継続して受け入れを実施します。

受け入れの際には、オリエンテーションを実施します。

<別紙19 ボランティア受け入れマニュアル>

<別紙20 ボランティア受け入れ実績>

□ 実習生の受入れ

本学園の物的・人的資源を活用し、障害児に対する理解を深めるとともに、技術習得の機会と場を提供しており、「実習生受け入れマニュアル」に従い、次のとおり実習生を受け入れ、福祉人材の育成に寄与します。

① 保育士、介護福祉士

② 社会福祉士

※ 社会福祉士実習指導者の資格を持つ職員が指導を行います。

③ 保育所保育士（北九州市保育課主催）

※ 北九州市内の保育所に勤務する保育士を対象とした現場実習

④ 介護等体験実習（教員養成）

<別紙 21 実習生受け入れマニュアル>

<別紙 22 実習生受け入れ実績>

講師の派遣

社会福祉研修所、到津市民センター、大学、専門学校、保育所、幼稚園などからの依頼があった場合、職員を講師として派遣します。

地域の清掃活動

地域の環境美化に協力するため、学園周辺の清掃活動を適宜行っており、今後も継続して清掃活動を実施します。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

本事業団は、個人情報の取り扱いに関して、利用者の権利を擁護するとともに、利用者との信頼関係を築いていくうえで重要な問題と捉えています。

個人情報の保護や開示請求に対して適切に対応するため、情報管理体制を整備しており、今後もこの体制を継続し、個人情報の管理を徹底します。

□ 個人情報の保護

- ① 本事業団は「個人情報保護規程」に基づき、個人情報の保護に取り組みます。
- ② 到津ひまわり学園では「個人情報保護方針」を策定し、全職員が個人情報の保護に積極的に取り組んでおり、一層の管理徹底を図ります。
 - ・ 個人情報の入手
事業運営に必要な最小限の内容に留めます。
 - ・ 利用目的の通知
利用者に対して、個人情報の利用目的を説明します。
 - ・ 個人情報の保管
鍵付きキャビネットに保管し、データ持ち出しを制限します。
 - ・ 個人情報の処分
退園児童の情報は、規程のあるもの以外は速やかに処分します。

<別紙 23 個人情報保護規程>

<別紙 24 個人情報保護方針>

□ 情報の開示

本事業団は「情報公開規程」を策定し、第三者に対する事業団運営の透明性を確保しており、今後も情報の開示請求に対して適切に対応します。

<別紙 25 情報公開規程>

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

□ 人権の尊重

障害者虐待防止マニュアルを策定し、利用者やその家族の人権を尊重するとともに、虐待の防止及び早期発見を図り、児童の人権擁護を徹底します。

- ① 障害者虐待防止マニュアルを周知徹底します。
- ② 人権研修を実施します。(年2回)
- ③ 人権感覚や基本態度、言葉遣いなどについて、園児との接し方チェックリストを用いて職員の行動や態度を相互に評価し、今後の対応に反映します。(月1回)
- ④ 家庭での児童への虐待に関しては、連絡帳、通園の準備物(タオルなどの日用品)、服装などの衛生面、食事の状況、身体のおぼやけや傷の有無などを察知し、早期発見に努めます。

不審な点があれば子ども総合センターなど関係機関への連絡と速やかな対応を行います。

- ⑤ 行動特性により本人及び他児の安全などを妨げる行動が想定され、チャイルドシートの利用や座席への仕切りの設置など特別な配慮を必要と判断した場合は、保護者に個別に説明をして同意を得、説明文書に署名捺印を受けてから開始します。この配慮については適宜見直しを行います。

＜別紙 26 障害者虐待防止マニュアル＞

＜別紙 27 園児との接し方チェックリスト＞

□ その他

- ① 各種情報は必要性を通園側で判断せず、平等に提供します。
- ② 保護者の仕事や家庭の事情などを考慮して、8時30分登園や15時30分降園などに対応しています。

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

- ① 9月に子ども総合センター主催による見学会（2回）を開催し、見学とともに療育内容などについて説明を行います。見学会欠席者についても個別の見学を受け入れます。
- ② 新年度の利用児については、子ども総合センター及び児童発達支援センターによる利用調整会議（1月）の調整結果に基づき決定します。
- ③ 年度途中の欠員に伴う利用児の選定については、待機児童の中から子ども総合センターと協議の上決定します。

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

日常業務の過程で予測される事故の発生予防及び発生した場合の対応をマニュアルで定め、職員への周知徹底を図っており、今後もこの体制を継続し、安全環境の整備に努めます。

□ 安全対策

- ① 安全点検表を用いて、遊具・設備の安全点検を実施します。（月1回）
- ② 「ひやりはっと」は毎日朝礼で報告し、対策を話し合い、危険回避に配慮します。
- ③ けいれん発作・アレルギーなど特別にケアが必要な通園児童の対応表を作成します。
- ④ AEDを設置しています。使用方法を習得し、定期的に点検することで、救急時は速やかに対応します。
- ⑤ 小倉北消防署の指導のもと救命救急研修を実施します。（年1回）
- ⑥ バス運行時の安全マニュアルに従い、安全な送迎を行うように努めます。

＜別紙 28 安全点検表＞

＜別紙 29 バス運行時の安全マニュアル＞

□ 事故発生時の対応

事故発生時には、利用者の安全確保を第一に考えて行動するとともに、関係者及び関係機関への迅速な報告等、情報の把握及び提供を行います。



オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

□ 衛生管理（給食）

事業団では給食衛生管理マニュアルを策定しています。

マニュアルに従うとともに、次の対応や職員の衛生管理への意識を高めることで給食の衛生管理に努めます。

- ① 調理業務に関しては、給食衛生管理マニュアルに従って衛生管理に努めます。
- ② 栄養士、調理員、調理パート職員は、保健所の衛生監視員による研修を受け、衛生管理についての最新情報と知識を習得します。
- ③ 園児のおやつや食事前は、手洗いや消毒を励行します。
- ④ 食中毒防止のため、調理員は調理室やトイレのドアノブなどの消毒を実施します。
- ⑤ 業者による防虫駆除（全館）を行います。（年3回）

＜別紙 30 給食衛生管理マニュアル＞

□ 感染症防止

事業団では感染症予防マニュアルを策定しています。

マニュアルの周知徹底を図るとともに、次のとおり対応することで感染症の予防に努めます。

- ① 各種の感染症防止のため、園内各所に手指の消毒薬を設置し、自由に使用できるよう配慮しています。
- ② 感染症の発生した場合は、感染防止マニュアルに従い、速やかに対応します。
- ③ 感染症が発生した場合は、速やかに全保護者へ文書にて知らせ、さらなる感染防止に努めます。
- ④ 感染症流行時は、二次感染と拡大を防ぐため、保育室やトイレなどの塩素消毒を行います。

- ⑤ 日常の健康観察をきめ細かに行うことで、病気を早期に発見します。
- ⑥ 職員は自己の健康管理に努めます。

＜別紙 16 感染症予防マニュアル＞

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

□ 防 犯

小倉北警察署の指導のもと防犯マニュアルを策定しています。

マニュアルの周知徹底を図るとともに、次のとおり対応することで、園児の安全を確保します。

- ① 不審者対応訓練を実施します。
- ② 敷地内の門扉は施錠します。
- ③ 園外に防犯カメラを3台設置し、24時間体制で撮影し、映像は2週間保存します。

＜別紙 31 防犯マニュアル＞

□ 防 災

非常災害対策マニュアルを策定しています。

マニュアルの周知徹底を図るとともに、次のとおり対応することで、園児の安全を確保します。

- ① 消防計画を消防署へ提出します。
- ② 避難訓練を月1回実施しており、この体制を継続します。
地震、竜巻、バス事故を想定した訓練も実施します。(年1回程度)
- ③ 法定の消防設備点検を実施します。(年1回)
- ④ 緊急持ち出し書類を整備しています。
- ⑤ 防災マップを園内に掲示し、非常時における速やかな対応を図ります。

＜別紙 32 非常災害対策マニュアル＞

□ 危機管理体制

① 緊急連絡網

- ・ 施設と事務局間の緊急連絡網を、毎年度策定し、全施設に配布します。
- ・ 緊急時における保護者への連絡は速やかに行います。

② 動員計画

- ・ 災害時の職員配備について、毎年度動員計画を策定し、全施設に配布します。

＜別紙 33 施設と事務局間の緊急連絡網＞

＜別紙 34 動員計画＞

北九州市立到津ひまわり学園に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区 分	収入計画					計	摘 要
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 障害福祉サービス等事業収入	135,025	135,025	135,025	135,025	135,025	675,125	収入項目内訳書のとおり
2. 経常経費寄付金収入	1	1	1	1	1	5	
3. その他の収入	2,605	2,605	2,605	2,605	2,605	13,025	
4. 施設整備等による収入	1	1	1	1	1	5	
5. その他の活動による収入	2	2	2	2	2	10	
収入合計(A)	137,634	137,634	137,634	137,634	137,634	688,170	

【支出見積】

区 分	支出計画					計	備 考
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 事業費	10,872	10,872	10,872	10,872	10,872	54,360	支出内訳書のとおり
2. 人件費	138,101	138,101	138,101	138,101	138,101	690,505	
3. 事務費支出	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	31,695	
4. その他管理運営に関する支出	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522	7,610	
5. 流動資産評価損等による資金額減少	1	1	1	1	1	5	
6. 施設整備等による支出	650	650	650	650	650	3,250	
4. その他の活動による支出	4,177	4,177	4,177	4,177	4,177	20,885	
小 計	161,662	161,662	161,662	161,662	161,662	808,310	
合 計(B)	161,662	161,662	161,662	161,662	161,662	808,310	

【収支明細】

収入合計(A)	137,634	137,634	137,634	137,634	137,634	688,170	
支出合計(B)	161,662	161,662	161,662	161,662	161,662	808,310	
収支差(A)－(B)	-24,028	-24,028	-24,028	-24,028	-24,028	-120,140	
指定管理料	24,028	24,028	24,028	24,028	24,028	120,140	

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成27年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称：北九州市立北方ひまわり学園
所 在 地：北九州市小倉南区北方二丁目16番1号
施設内容

①施設概要

敷地面積：約1,522㎡
構 造：鉄筋コンクリート造平屋建
規 模：延床面積 約439㎡

②事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・児童福祉法に基づく保育所等訪問支援 等

(2) 指定期間

平成28年4月1日～平成33年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州あゆみの会
所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号
主な業務内容：①第1種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）
②第2種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）
③その他市受託事業
（北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクールほか）

2 指定の経緯

平成27年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
平成27年8月3日 申請受付開始
平成27年8月10日 申請締め切り
平成27年9月3日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・[民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
- ・[民間有識者] 緒方 有為子（北九州福祉サービス株式会社 統括部長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[公認会計士] 松田 融（松田会計事務所）
- ・[学識経験者] 向笠 雄介（株式会社日本政策投資銀行九州支店企画調査課調査役）

【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立北方ひまわり学園の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有

(3) 検討会における主な意見

- ・平成13年度より委託運営を受け11年間、障害児の療育に取り組んできた実績や地域の障害児の保護者との信頼関係もあり、妥当と言える。
- ・障害のある児童の社会的自立の為に、地域の障害児のセンターとしても機能し、障害に対して専門的に取り組んでいる団体であるので、指定管理施設として任せて妥当であると思われる。

6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	<p>指定管理者としての適性</p> <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2	<p>管理運営計画の適確性</p> <p>【有効性】</p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p> <p>④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。</p> <p>・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など</p> <p>⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。</p> <p>⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> <p>※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。</p> <p>【効率性】</p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p> <p>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</p>

① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③ 利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤ 衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

7 審査結果

(1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人 北九州 あゆみの会	1 指定管理者としての適性				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
(5) 管理運営体制など	適	適	適	適	
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など					

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 障害児の社会的自立に向けた療育サービスの提供と保護者への相談機能を担う支援施設として取り組んでおり、適正といえる。
- ・ 障害があっても自分らしく生きる事、障害のある人の尊厳を守り、自立支援、保護者と共同して共生社会を目指している。利用者一人ひとりの療育を実施、支援員の資質向上に努力している。
- ・ 三障害に対応する施設として、設置目的が明瞭であり、適格な管理運営がなされていると思われる。
- ・ 人材育成、新人研修など段階的に実施され、それが現場にも活かされるよう工夫されている。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 保護者の施設利用ニーズが高く、障害児を受け入れている 3 地域の保育所・幼稚園との支援事業も実施しており、適正といえる。
- ・ 利用者の半数以上が発達障害であって専門的な療育のニーズが必要であり、職員の資質向上の研修等に取り組んでいる。
- ・ 中・長期的に努力目標を掲げられて着実に実践できるよう努力している。
- ・ 十分な取り組みがされていると認める。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州あゆみの会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 長年にわたり、法人立の障害者施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。北方ひまわり学園についても、平成13年より円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、経験豊富なスタッフ、福祉専門職を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・ 十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

9 提案額

0円（平成28年～32年度の各年度）

条件付き公募とする理由

本施設は、本市における障害児（者）に対する療育・医療を行う施設であり、通所や診療機能を有する。

通所における利用者は、療育場面だけでなく日常生活のあらゆる場面や今後の進路について、全般的に保護者からの相談に応じることが求められるなど、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。北方ひまわり学園についても、平成13年より委託運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

提 案 概 要

(北九州市立北方ひまわり学園 指定管理者)

団体名：児童発達支援センター 北九州市立北方ひまわり学園

1 指定管理者としての適性について

(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
<p>〈社会福祉法人北九州あゆみの会基本理念〉</p> <p>障害があっても自分らしく生きることを目指す「本人」「親」「支援者」の会として、障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。</p> <p>〈北方ひまわり学園運営方針〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法を遵守して、一人ひとりの療育を実施します。 2 プライバシーを守り、関係する人々の人権を尊重します。 3 家族が地域で包まれて、楽しく生活されるように努力します。 4 専門知識の習得に努力し、一人ひとりが必要としている療育を進め、保護者と共に子どもたちを心豊かに育くみます。
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
<p>サービスの質の向上を目指し「長く働ける職場づくり」を行っています。</p> <p>その結果、職員離職率が大幅に改善され、安定した人的基盤を得ることができています。</p> <p>また、職員の処遇改善を継続しながら、実効性のある財政基盤を構築するため、5カ年の中期計画を策定しました。</p>
(3) 実績や経験など
<p>昭和 52 年の法人設立以来より培ってきた幼児から大人まで、軽度障害から重度障害まで、さらに肢体不自由・知的障害・精神障害と多様な障害特性に対応するノウハウを有しています。</p> <p>また、円滑な管理運営組織を構築するため、職員の確保と育成に努めてきました。</p>

2 管理運営計画の適確性

【有効性】に関する取組み
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
<p>利用児の半数以上が発達障害児であり、専門的な療育へのニーズが高まっているため、当園でも発達障害に関する研修や音楽療法・自閉症発達障害研修への参加など、職員の専門的知識の向上に取り組んでいます。今後とも、障害特性を考慮し、一人ひとりの発達に応じた適切な個別支援計画をもとに、利用児一人ひとりに合った療育を行っていきます。</p>

(2) 利用者の満足度
<p>個人懇談・家庭訪問・連絡帳などで、質問や相談があった場合は迅速に対応し、また保護者会より要望があったテーマをもとに、保護者勉強会を開催するなど、要望に対しできる限り対応するよう努力しています。今後とも保護者勉強会の回数を増やし、より家族支援に力を入れていきます。</p> <p>苦情に関しても、意見箱を設置し、年1回苦情解決第三者委員による苦情・要望の聞き取り調査を行うなど、適切に対応しています。その結果、利用者アンケートでは「とても良い」「良い」が90%を超え、高い満足度を維持することができています。今後も、高い満足度を維持できるよう、苦情に丁寧に対応していきます。</p>

【効率性】に関する取組み
(1) 指定管理料及び収入
<p>管理運営に係る費用として、人件費は昇給考慮のため増額していますが、その他の経費としてはサービスの質の低下につながらないように心がけつつ、可能な限り経費節減に努めていきます。</p>
(2) 収支計画の妥当性及び実現可能性
<p>利用料収入は、定員30名に対して通所率110%を確保した状態で算出し、5年間同じ収入額を計上しています。支出に関しては、人件費の昇給を考慮して増額しておりますが、その他に処遇改善費を職員に支給することで、安定した雇用に繋がっています。</p>

【適正性】に関する取組み
(1) 管理運営体制など
<p>施設の管理運営にあたる人員を適切に配置し、療育発表会・職員研修・その他研修を通して職員の資質・技術の向上を図っていきます。また、北方保育所との交流保育や、幼稚園・小中学校・施設との情報交換（ホットラインプロジェクト）を行い、地域と連携を取っていきます。</p>
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
<p>情報管理規程を整備し、個人情報管理者を選任するなど、利用児の個人情報を保護する対策を行っていきます。また、事故・ヒヤリハットがあった場合は、事故防止委員会で討議し、全職員へ報告するなど事故防止にも努めていきます。（平成21年度AED設置・平成27年度救命救急研修実施）衛生面に関しても、塩素除菌を徹底し感染症や食中毒の防止に努めていきます。</p>

提案額（千円）

28年度	
29年度	
30年度	
31年度	
32年度	

※提案概要は、提案書の内容を2枚程度（A4）にまとめてください。

北九州市立北方ひまわり学園指定管理者

提 案 書

社会福祉法人 北九州あゆみの会

1-(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

ア 施設を管理する上での理念、基本方針について

〈社会福祉法人北九州あゆみの会基本理念〉

障害があっても自分らしく生きることを目指す「本人」「親」「支援者」の会として障害のある人々の尊厳を守り、自立を支援し、その家族及び理解ある人々と協同し、地域社会に共感と互助の輪を広げることを基本的使命とします。

〈北方ひまわり学園運営方針〉

私たちは、社会福祉法人北九州あゆみの会の基本理念に基づき、発達につまずきのあるお子さんに対して、次の方針に基づいてその発達を支援します。

- 1 児童福祉法を遵守して、一人ひとりの療育を実施します。
- 2 プライバシーを守り、関係する人々の人権を尊重します。
- 3 家族が地域で包まれて、楽しく生活されるように努力します。
- 4 専門知識の習得に努力し、一人ひとりが必要としている療育を進め、保護者と共に子どもたちを心豊かにはぐくみます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

1-(2) 安定的な人的基盤や財産基盤

ア 管理運営を行なっていくための人的基盤、財産基盤について

1 処遇改善の実施

当法人は障害福祉施設 8 施設と特定相談支援事業等 2 事業を運営しており、介護福祉士・社会福祉士・保育士・児童指導員・精神保健福祉士などの専門職をはじめ、障害関係の豊富な知識や経験を持つ職員を有しています。

平成 20 年度・21 年度 2 カ年をかけ、「長く働ける職場づくり」「利用者の皆様に提供する障害福祉サービスの向上」を目指し、職員の処遇改善に取り組みました。具体的には、正規職員の給与制度改正、嘱託職員等非正規職員の月額給与改善、夜間勤務に伴う手当額のアップ、賞与支給額の増額や臨時職員に対する賞与の支給、福利厚生、法人の企画する研修に雇用条件に関係なくすべての職員が参加できるなど職員研修の充実、正規職員登用・昇任など人事制度の改善を行ってきました。

その結果、職員の離職率が大幅に改善され、比較的安定した人的基盤を得ることができました。

また、平成 23 年、北九州市よりワーク・ライフ・バランス表彰を受け、特に「女性が働きやすい職場づくり」を目指しております。

(参考) 法人職員の有資格状況 (平成 27 年 8 月 1 日現在)

介護福祉士 74 名・社会福祉士 10 名・保育士 30 名・児童指導員 4 名
精神保健福祉士 2 名・介護支援専門員 2 名等
在職者数に占める有資格者率 78.3%

2 財政基盤

平成 27 年度の報酬改定では、職員の処遇改善への加算や重度障害者への支援が評価される一方、基本報酬の一部減額、加算の見直しが実施される等、実質的に、これまでの運営姿勢では経営が厳しくなります。

そこで法人では、職員の処遇改善を継続しながら、実効性のある財政基盤を構築すべく、すぐに 5 カ年の中期計画策定を行いました。

計画では、加算算定に繋がる人員配置や事業工夫、利用率向上の目標数値の算出等、収入を安定させる計画を法人本部・各事業所と共に策定し目標として掲げています。

社会福祉法人の経営組織の在り方を念頭に、法人全体で安定した財政基盤の構築に努めます。

3 法人中期計画の策定と北九州市障害福祉施策への貢献

この度、策定しました中期計画 (平成 27 年度～31 年度の 5 カ年) は、国や自治体の動向を踏まえ、人的基盤、財政基盤の充実と確立を目指し、また、近い将来の施設整備に対応するために策定されたものです。

当該計画の実施を図り、市民や親の会・会員の要望実現に向けて、今後とも人的基盤・財政基盤の安定を図るとともに、積極的な事業展開を推進して行く所存です。北九州市障害者支援計画に協力し、北九州市障害福祉施策に貢献したいと考えております。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

1-(3) 実績や経験など

ア 同様、類似の業務の実績について

社会福祉法人北九州あゆみの会が運営する施設

幼児から大人まで、また障害の軽い方から手厚い介護の必要な方まで、身体障害・知的障害・精神障害と多様な障害特性に対応する専門的知識・技能を蓄積しています。

(運営施設及び事業)

- 1 障害者支援施設北九州あゆみの里（昭和58年開設／障害者支援施設定員50名・短期入所事業定員4名、放課後等デイサービス事業定員10名）
- 2 北九州あゆみの里通所施設（昭和61年開設／生活介護事業定員10名、就労継続支援B型事業定員20名）
- 3 北九州第二あゆみの里通所施設（平成4年開設／生活介護事業定員21名、就労継続支援B型事業定員10名）
- 4 北九州第三あゆみ通所施設（平成24年開設／生活介護事業定員21名）
- 5 北九州第四あゆみ通所施設（平成24年開設／生活介護事業定員21名、放課後等デイサービス事業定員10名）
- 6 児童発達支援センター北九州市立北方ひまわり学園
（昭和32年開設、平成13年運営受託、平成18年指定管理者受託／定員30名、保育所等訪問指導事業併設）
- 7 北九州市立小倉南障害者地域活動センター
（平成14年開設・運営受託、平成18年指定管理者受託）
（障害者支援施設定員40名・短期入所事業定員4名、生活介護事業レインボ一定員40名、就労移行支援事業定員6名・就労継続支援B型事業定員30名・放課後等デイサービス事業定員20名（ただし、土曜日定員10名））
- 8 ケアホームあゆみ（平成24年開設／共同生活援助定員20名）
- 9 ヘルパーステーションあゆみ（平成15年開設／居宅介護サービス）
- 10 あゆみ相談支援事業所（平成26年開設／特定相談支援事業・障害児相談支援事業）

法人が北九州市から委託されている事業

北九州市より委託を受けて、障害児（者）並びに保護者のための各種事業を展開しております。

- 1 北九州市肢体不自由児（者）ペアレントスクール
- 2 北九州市肢体不自由児（者）親子レクリエーション
- 3 北九州市在宅身体障害者レクリエーション事業（レクリエーションキャンプ）

イ 施設の管理運営に関する専門的知識や資格などについて

<施設外研修への参加>

- 1 利用児の一人ひとりの障害特性（特に発達障害）に対応するため、環境の構造化・音楽療法・自閉症に関する研修（発達支援セミナー・発達障害者支援のための実践セミナー等）に積極的に参加し、利用児一人ひとりのニーズに応じられるよう専門的知識や技術を深めていきます。
- 2 社会福祉研修所の研修では、「領域（表現・健康・言葉）研修」「統合保育研修」「心理学研修」「栄養士研修」「施設調理員研修」「社会福祉施設等新任職員研修」「社会福祉施設等中堅職員研修」等を受講しています。
- 3 北九州市障害児施設連盟に加入し、他施設との連携を図り、施設連盟主催の研修や施設見学に参加しています。
- 4 全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）児童発達支援研修会に参加します。

<施設内研修の実施>

- 1 職員研修 … 職員間で意見交換し、日ごろの療育を見直します。他クラスの状態・担任以外の職員も全ての利用児についての障害特性を把握することができています。より良いクラス運営・利用児一人ひとりに合う療育方法を見つけるため、今後も実施していきます。
- 2 療育発表会… 各職員（職種問わず）が決めたテーマを研究し、意見交換・討議を行っています。今後も、職員の資質向上を目指し、毎年実施していきます。

<児童発達支援管理責任者の責務>

- 1 個別支援計画の作成をします。
- 2 利用申し込み者の利用に際し、その利用児の心身の状況、当該事業所以外におけるサービス等の利用状況等の把握をします。
- 3 利用児が自立した日常生活を営むことができるよう、日々の保育活動で必要な援助を行い、集団活動を実施します。社会性を習得できるように支援します。
- 4 全職員に対する技術指導を実践します。

<管理栄養士の配置>

給食面では、特別食（アレルギー等）及び偏食の多い利用児がいるため、管理栄養士を配置しています。その利用児にあった献立づくりや、調理方法の工夫を行い、今後も個々の状態に対応した給食づくりを行っています。

また、職員とこまめに連携を図り、食事の形態や内容について話し合いを行っています。保護者から要望されたメニューのレシピを配布するなど、職員や保護者からの声が反映された給食づくりを行なっています。

これまで、利用児たちが徐々に食を改善することができ、食育においても保護者から高い評価を得ています。

国の基準では、当園は管理栄養士の配置は義務付けされていませんが、管理栄養士兼調理員として従来から配置してきました。今後も管理栄養士の配置を続け、「献立表」・「きゅうしょくだより」の発行やレシピの紹介などを行っていきます。

また、当法人内での管理栄養士が、利用者への食事サービスの提供のため、栄養士会議を開き、様々な障害にあった食事形態等の勉強会や情報交換を行っています。

添付書類	献立表	A-1
	きゅうしょくだより	A-2

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ア 施設の管理運営方針について（事業計画）について

発達等に障害のある利用児に対し、社会的自立生活に向けて、身辺自立（ADL）の確立をめざし、食べること・排泄すること・眠ること（快食快便快眠）を基本とする療育を行っています。笑顔で通園する利用児を保護者と共に心豊かに育みます。

次の事項を主眼点としてより良いサービスの提供を図ります。

- 1 個別支援計画に基づいた支援とサービス内容の提供を行います。
- 2 家族及び関係機関との連携を行います。
- 3 児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援センターとして療育を実施します。
- 4 保育所等訪問支援事業を実施します。
- 5 北九州市障害児等療育支援事業を実施します。
- 6 保護者療育指導を実施します。
- 7 体操教室を実施します。

【目 標】保護者勉強会の「療育」のあり方を指導する。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
保護者勉強会	年4回	→	年5回	→	→

実施していた保護者勉強会の継続と実施回数を、今後増やして行くことを目標とします。

保護者勉強会は、下記項目について重点的に実施していきます。

- 1 育て方について
 - (1) 身辺自立の家庭での取り組み方法
 - (2) 子どもの発達の感じ方や受けとめ方・叱り方・褒め方・家族のあり方など、子どもへの関わり方
 - (3) 卒園児の保護者の方々と学校や放課後等デイサービス事業の現状（今後の成長に伴う問題点、将来を見据えた家族のあり方等）
- 2 福祉行政について

福祉行政の変化に対応し、「生活の基盤」をしっかりと築いていくための行政からの説明
- 3 就学について

就学相談説明会：就学相談担当指導主事からの説明
 学校見学：校区の学校や就学予定校の学校見学

イ 施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みについて

<利用児の利便性を高める取り組み>

- 1 定員 30 名に対して最大 36 名まで受け入れることで、北九州市の就学前発達障害児を受け入れ、療育を提供し待機児童の減少を図っています。
- 2 通園バスでの乗車時間を最大 90 分とし、午前 10 時までに到着し保育活動を開始します。
- 3 通園バス利用に際して、保護者の都合により登園と降園のバス停を変更できるように対応しています。
- 4 保護者は保育参観や保護者会等通園バスを利用し、参加できるよう便宜を図ります。
- 5 利用児の乗車時間の短縮や利便性を高めるため、毎年 1 回バス路線の見直しを行います。

<利用児の増加を高める取り組み>

- 1 研修や勉強会を通して、発達障害児の療育に力を入れています。
- 2 園外療育（社会見学）では、地域の協力を得ながら、公共機関や公共の場所の利用体験をもとに、利用児が社会生活をスムーズに過ごせるように取り組んでいます。
例：スーパーでのお買い物、JR、西鉄バス、モノレール、北九州空港、子育て交流プラザ元気のもり、母と子の図書館、文学館、おもちゃライブラリー、山田緑地、もりのいえ等の利用
（保護者からは、園での経験をもとに、家庭生活の幅を拡げることができているという報告を受けています。）
- 3 新たな取り組みとして、利用児の運動機能能力向上のため、体操教室を行います。一人ひとりが年齢相応の運動能力を獲得できるように支援します。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み

ウ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な取り組み

- 1 社会福祉法人北九州あゆみの会会報「あゆみ」を発行（月1回）しています。
- 2 インターネットを通じて、法人の活動を公開します。
- 3 北方ひまわり学園園便り「ひまわりだより」を発行（月1回）しています。
- 4 実習生・ボランティア（散髪ボランティア、高校生のボランティア等）・見学者を積極的に受け入れています。
- 5 施設行事（入園式・運動会・生活発表会・卒園式）の際は、地域の方々や卒園児に案内を送付し参加を呼び掛けています。また、運動会では北方保育所の通所児とのプログラムも組み交流を図っています。

資料参照 会報「あゆみ」 B-1
園便り「ひまわりだより」 B-2

エ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個別支援計画）の作成

障害特性を考慮し、一人ひとりの発達に応じた適切な個別支援計画を作成します。子ども本来の姿を受け止め、遊びや食育を通して人間関係を築き、人との関わりを楽しむ意欲を育てる視点を重視し、年間目標の作成を行います。

年3回保護者と児童発達支援管理責任者、クラス担任で個人懇談を実施します。

個人懇談では利用児の発達状況を保護者と相互に話し合い、情報を共有し同一の目標を持ちます。

添付書類 入園前面接時の書類（健康調査B-3 日常生活B-4 一日の流れB-5）
個別支援計画 作成の流れ B-6
カンファレンスの流れ B-7

オ 利用者の家族支援についての基本的な考え方や具体的な取り組み

保護者にとって、利用児の発達につまずきに気づき、受け入れるのは並大抵のものではないと推測されます。

当園では、「共感・支援・教育・解放」の考えを柱として、保護者と話し合えるように職員を指導しています。

保護者と職員との信頼関係を築くために、母子通園期間では、保護者が見守る中で、人的環境（保育士・管理栄養士・通園バスの運転手）や物的環境（保育室・園庭・遊具等）に慣れ、楽しい場を学習していけるよう療育します。

発達障害と診断されてからは、その利用児中心の生活になりがちのため、保護者に兄弟・姉妹との育て方に配慮してもらえるように家族支援を行っています。当園では行事の際も、兄弟・姉妹が参加できるプログラムを計画するなど工夫しています。(運動会の兄弟・姉妹児競技、夕涼み会のレクリエーションなど)

また、必要に応じて、北九州市発達障害者支援センター「つばさ」や児童デイサービスの機関等の紹介をします。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

ア 利用者の満足が得られるための取り組み

- 1 親子レクリエーション
- 2 給食の嗜好調査
- 3 行事食の充実
- 4 利用者アンケート
- 5 保護者の要望事項の取り入れ
- 6 苦情処理調査
- 7 保護者会からの勉強会の協力

＜保育参観の充実＞

当園の保育参観は、木・金・土曜日に各クラスで開催しています。当日参観するうえで、保護者がわかりやすいように、内容やねらいを含めた「保育参観の一日の流れ」を作成し一週間前に配布しています。また、父親の参観が行えるよう、土曜日を含めた日程にしています。

利用児の成長に合わせた活動内容とし、現在の指導内容やクラス運営について説明するとともに、親子のコミュニケーションを図る関わり方や遊びのヒントを紹介していきます。

保護者には保育参観の折に給食の試食を行います。利用児に合った形態・味付け・量・質であるかを確認していただきます。幼児期に必要な栄養素及び生活リズムの大切さについて管理栄養士が食後に説明します。

その後クラス担任より、当日の保育活動についての質疑等に応じ、保育参観を終えてからの感想をいただいています。

＜保護者の要望に対して＞

- 1 保護者会からの要望などをテーマとして、保護者勉強会を実施します。
- 2 社会保障制度等については、外部講師をお願いし実施します。
- 3 就学については、就学相談担当指導主事による就学相談の内容を説明していただき、その後学校見学を計画し、主任とクラス担任が同行します。
- 4 就学後の放課後等デイサービス事業の内容については、当法人同事業職員より説明を受けます。

＜社会資源の有効活用＞

クラス活動や親子バス散歩等の、園外療育では社会資源（JR、モノレール乗車、もりのいえ、山田緑地、農事センター、競馬場、子育て交流プラザ元気のもりなど）を利用しています。今後も、公共の場でのマナーや社会性の向上を目指すために、地域の様々な社会資源の利用を拡げていきます。

【目 標（数値目標）】北九州市実施の利用者アンケート満足度の向上を目指します。

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
利用者アンケート 満足度 (北方ひまわり)	92%	→	95%	→	→

イ 利用者の意見を把握し、それらを反映するための仕組み

- 1 日々の連絡帳で保護者からの質問や相談などを伺っています。また電話による質問や相談にも、常に対応しています。
- 2 個人懇談や家庭訪問等でも意見や要望を伺っています。
- 3 保護者より伺った質問や相談については、担任・主任・施設長が速やかに返答しています。また、意見や要望においては、療育や個別支援計画に反映し、助言及び支援しています。
- 4 当園における運営的な内容等であれば施設長に相談し、終礼や委員会、職員会議で職員全体において検討し返答します。
- 5 保護者会より「園への要望」として、年1回保護者より意見をいただいています。職員間で協議し、出来る限り療育へ反映させています。

ウ 利用者からの苦情に対する対策について

日々の要望や相談・苦情は、日々連絡帳・電話・保護者同士の立ち話・通園バスの送迎時の雑談等からも収集します。要望や相談、苦情については迅速に対応し、今後の運営指導に役立てます。

また、当園では個人が特定できないようにご意見箱（投書箱）を設置しています。投函された意見においては、当園で定めた苦情受付担当者が苦情解決責任者とともに責任をもって解決に努めます。

その他に、苦情解決第三者委員3名（弁護士・大学教員・元施設長）による、施設巡回及び保護者会役員による苦情及び要望の申し立てを行う場を設けています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(2) 利用者の満足向上

エ 利用者への情報提供を図るための取り組み

- 1 月1回、当法人ホームページの更新をします。
- 2 月1回、ひまわりだより（保育活動・行事・連絡事項等）を発行します。
保護者は日々の活動内容を把握でき、見学するための参考にもなっています。
- 3 月1回、管理栄養士からの献立表・給食だよりの発行を行います。
保護者は家庭における食育や衛生管理の参考となっています。
- 4 保護者を対象として、研修会のお知らせ・社協だより・参考資料など、外部からの情報を提供しています。
- 5 到津の森公園、もりのいえの行事の紹介など情報を提供しています。

オ 利用者のニーズ等に沿った取組み

- | | | |
|--------|---|---|
| 主な保育活動 | { | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣を身につける ・ 言葉によるコミュニケーション ・ 全身運動機能の促進 |
|--------|---|---|

個別支援計画をもとに利用児の発達を促進し、つまずきを軽減するよう努めます。個別支援計画は、児童発達支援管理責任者を中心に施設長・クラス担任間で協議し作成します。また、年間目標をもとにより細やかな支援ができるように短期目標を作成します。

年3回個人懇談を実施し、保護者、児童発達支援管理責任者、クラス担任とで個別支援計画の内容を話し合い共通の目標を持ちます。この目標の経過や新たなニーズの把握として、保護者へ達成状況の確認用紙の記入をお願いし、次の個別支援計画を立てる上での参考にしていきます。

また、近年発達障害の利用児の数が半分を占めるようになったため、より一人ひとりのニーズに沿った対応ができるよう、職員の研修に力を入れていきます。

添付書類	個別支援計画（保護者に向けての説明）	C-1
	個別支援計画書類	C-2

カ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案

職員は、健康な心身を保ち、専門的知識と技術の習得に努力し、常に質の向上を図っています。

<法人研修>

法人の職員として基本的な一般常識や接遇についての研修を行います。
(学術集会・新任職員研修・中堅職員研修・主任研修・人権研修等)

<施設外研修>

ミュージックケア（音楽療法）、感覚統合療法入門講習、発達障害支援のための実践セミナー、全国児童発達支援協議会（CDS-Japan）児童発達支援研修会等の研修を受講し、職員の資質向上を目指します。

<施設内研修>

1 職員研修

職員の技術向上のため、年に1回クラス単位で行います。午前中の保育活動を対象クラス以外の職員が見学、ビデオ撮影を行い活動終了後に、ビデオで振り返りながら討議していきます。対象クラスの職員の動き、声掛け、援助の仕方など他の職員が気付いた点より掘り下げ、利用児にとっての支援の方法を探っていきます。

2 カンファレンス

職員全体で、利用児一人ひとりの発達状況や注意点などを把握し、今後の支援方法について協議します。職員は、利用児の支援方法や関わり方の統一化を図ります。

<就学先の情報>

年長児クラスの担任は、就学相談担当指導主事より就学相談の内容を説明していただき、特別支援教育の現状を把握し、それぞれの学校の取り組みを見学します。特別支援教育の情報を幅広く収集しています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(3) 指定管理料及び収入

ア 指定管理業務に係る費用について

- 1 利用児が降園した後は、全館消灯する。エアコンの効きを良くするため、扇風機を併用し、定期的にフィルター清掃を行うなど、省エネに努めます。
当園の軽微な清掃・整備・修繕に関しては職員で行い、物品購入や業務委託をする際は、合見積もりを取るなど、経費節減に努めます。
- 2 利用児の運動機能能力を向上させるため、講師による体操教室を実施します。
身体の使い方やバランス、利用児一人ひとりの運動能力を習得できるように支援します。それに伴い運動用具等の購入も予定しています。

イ 収入を最大限確保する提案について

利用児の健康管理を徹底し、通所率 110%以上保ち、収入の安定を目指します。
当園は、基本的な生活習慣の確立（快眠・快食・快便）、日常生活指導、社会性の習得を踏まえて、保護者と健全な心身の発達を共有し、利用児の健康管理に努めています。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

《様式 11》

2-(3) 指定管理料及び収入

ウ 利用料金の設定について

利用料金については、「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」第6条別表第4に規定する、厚生労働大臣が定める基準（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準）により算定した額を徴収します。

エ 市に対する収益の納付について （完全利用料金制の場合）

施設と管理運営で一定の収益が上がった場合、その収益の一部について、行事等を通して利用児へ還元、あるいは遊具など設備の充実を行っていきたいと考えます。

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

ア 施設の管理運営に係る収支計画の内容及び積算根拠について

利用料収入は、定員 30 名に対して通所率 110%を確保した状態で算出し、5 年間同じ収入額を計上しています。

支出に関しては、人件費の昇給を考慮して増額していますが、その他に処遇改善費を職員に支給することで、安定した雇用に繋がっています。

イ 指定管理業務の適切な再委託について

1 清掃業務

- (1) 床面洗浄（年 3 回）
- (2) 木床洗浄（年 3 回）
- (3) 全館ガラス清掃（年 3 回）
- (4) 全館網戸清掃（年 1 回）

2 警備業務

夜間、休日は施設が無人状態のため、警報装置警戒開始（ON）の信号を受けた時から警報装置警戒解除（OFF）の信号を受けた時までの機械警備

3 消防設備管理

消火器・自動火災報知設備・誘導灯設備（年 2 回点検）

4 通園バス整備

- (1) 定期点検
- (2) 故障・修理

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A 4 版）を作成してください。

2-(5) 管理運営体制など

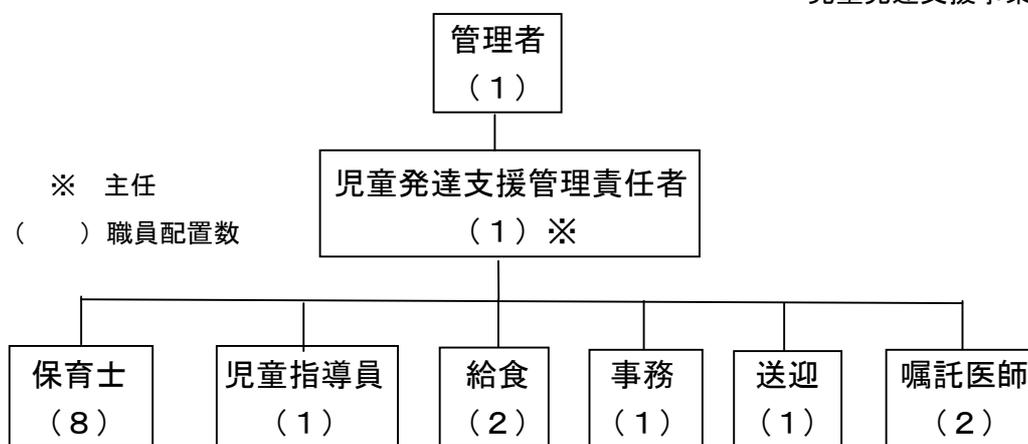
ア 施設の管理責任者、管理体制について

施設管理体制として、施設長、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業を兼務し管理しています。

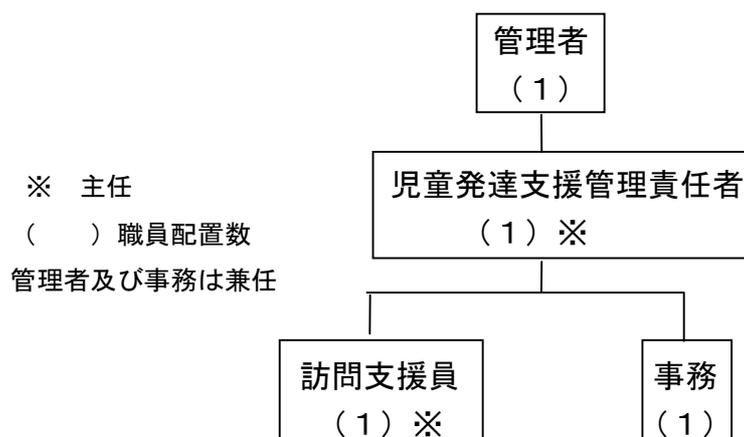
また、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業それぞれに専門知識や実務経験のある主任を配置しています。

職員組織図

児童発達支援事業



保育所等訪問支援事業



イ 施設の管理運営にあたる人員の配置について

<児童発達支援センター>

職種	人数	法定基準
管理者	嘱託職員 1名	基準通り
児童発達支援 管理責任者	正規職員 1名	基準通り
事務員	嘱託職員 1名	基準通り
保育士	正規職員 4名・嘱託職員 4名	基準通り
児童指導員	嘱託職員 1名	基準通り
調理員	正規職員 1名・嘱託職員 1名 ※うち 1名は管理栄養士として配置	基準通り
運転士	臨時職員 1名	基準通り
嘱託医師	嘱託職員 2名	基準通り
訪問支援員	正規職員 1名	基準通り

ウ 施設の管理運営にあたる人員の資格、経験について

職種	経験年数	資格
管理者	53年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
児童発達支援 管理責任者	25年	幼稚園教諭二種免許 小学校教諭二種
保育士1	14年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
保育士2	7年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許・介護福祉士
保育士3	6年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
保育士4	3年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許・介護福祉士
保育士5	2年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
保育士6	2年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
保育士7	1年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
保育士8	4ヶ月	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
児童指導員	1年	保育士資格・社会福祉士資格
訪問支援員	14年	保育士資格・幼稚園教諭二種免許
事務員	3年	簿記1級
栄養士	6年	管理栄養士免許
調理員	13年	調理師免許
技能員	19年	大型自動車免許

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

エ 職員の資質・能力向上を図る取り組みについて

＜法人・施設内研修＞

名称	内容
職員研修	クラスごと保育活動の様子を観察し、終了後活動内容・対応方法などについて、職員間で協議します。
療育発表会	各職員が1年間かけて研究した内容を発表します。
勉強会	職員間でテーマを決め、年間を通して分析、研究し療育の質の向上を図ります。
伝達研修	施設外研修で受けてきた内容を他の職員へ報告します。
法人研修	学術集会・新人研修・マナー研修・中堅職員スキルアップ研修・主任研修・施設長研修・人権研修等受講します。

＜施設外研修＞

名称	内容
感覚統合療法入門講習会	感覚刺激で心地良い刺激の入れ方や、身体の使い方、運動企画の方法などを学んでいきます。
感覚統合療法入門研修	実際のセッションを見て、感覚統合の視点から問題点を検討していきます。
発達障害者支援のための初級セミナー	自閉症スペクトラムの特徴を理解し、有効な支援のための基本を学びます。
発達障害支援のための実践セミナー	発達障害児に合わせた実践的な支援方法を学びます。
ミュージックケア研修	音楽を使って身体摸倣を促し、心地よいリズムを刻みながら身体を動かしていきます。
全国児童発達支援協議会	中央情勢報告や基調講演を受け、今後の施設の在り方を学びます。
社会福祉研修所の研修 ＜階層別研修＞	新任・中堅・指導的職員研修等の研修を、それぞれの勤務年数を経て学びます。
社会福祉研修所の研修 ＜専門研修＞ 課題別研修	領域別・統合保育・心理学・職場内研修担当職員研修等を受け、職員の資質向上を目指します。
社会福祉研修所の研修 ＜専門研修＞ 職種・施設別研修	事務員・栄養士・施設調理員研修等では、職種別専門分野での内容を学びます。

オ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開について

1 交流保育

月2回、北方保育所の年長児・年中児と共に遊び、人の共有・場の共有を楽しみ、子ども同士の関わりを増やすことを目的としています。

保育所の保護者から十分な理解を得ることができ、保育所入所児がやさしい気持ちや思いやりを持てるようになったと喜ばれています。

利用児は定型発達児との触れ合いを持ち、遊びの展開・刺激を持つことができます。

就学先でもスムーズに人間関係を築けるよう、今後も療育の一環としてさらに交流の場を拡げていきます。

2 ホットラインプロジェクト

保育所・幼稚園・小中学校・施設（当園・春ヶ丘学園・きく工芸舎など）が互いに結びつき、情報を常に交換することができるようホットラインで結ばれた関係を構築しています。

保育所・幼稚園・小中学校・施設の連携のあり方を協議し、より有効な企画・運営・活動を通して、地域の教育機関が共通理解のもとで子どもたちの健全育成を図っていきます。

子ども同士の交流はもちろん、職員同士の交流を通じて、互いの活動の再点検を行い同じ課題意識に立った実践に努めていきます。

当園では、北方小学校のフェスティバルの招待を受け、年長児が参加しています。学校では、交流保育で仲良くなった北方保育所の卒園児が率先して当園の利用児に学校を紹介する姿があり、交流保育の効果を感じています。

3 TOTO株式会社ボランティアの方とのもちつき大会

TOTOアクアテクノUNION労働組合員さんと、TOTO UNION労働組合の方たちによるもちつき大会を行っています。

また、利用児は多数の大人の方々と関わる機会を得ることができています。TOTOの方たちと餅つきをし、黄粉餅を一緒に食べ、簡単な製作や体操して楽しい時間を過ごします。

4 散髪ボランティア

美容室・理髪店での散髪が難しい利用児は、当園内で散髪の練習を行っています。この練習を通して、一般の店でも散髪できるようになることを目標に、今後も月1~2回散髪ボランティアの受け入れを行っています。

添付書類

ボランティア受け入れについてのマニュアル

D-1

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

ア 施設の利用者の個人情報保護のための対策について

- 1 法人で作成した「情報管理規程」を基に、今後も個人情報保護を体系的に行います。
- 2 職員、実習生、ボランティア等には個人情報に関する事項を説明し、遵守するよう誓約を求めます。
- 3 パソコン等に関してパスワードの設定をするなど、安易に個人情報を閲覧できないように保護に努めます。
- 4 保護者会においても保護者間で、写真やビデオ撮影に関する同意書を取りまとめ、お互いの個人情報を守るようにしています。

添付書類 個人情報保護に関する誓約書 E-1 保護者会ビデオ写真撮影に関する同意書 E-2
 利用児及びその家族の尊厳の保持のマニュアル E-3
 利用児及びその家族の個人情報保護のマニュアル E-4

イ 利用者が平等に利用できるような配慮について

- 1 保育参観や保護者会など当園での集まりがある時は、保護者が通園バスに乗車し来園できるように配慮しています。
- 2 通園バス送迎の際、保護者の都合によるバス停の変更に応じて、利用しやすいような配慮をしています。
- 3 保育活動や個別指導等はいつでも見学できます。ただし、防犯対策として職員に一言声掛けお願いをしています。

ウ 利用者の選定が公平で適切に行われる配慮について

名簿（地域別・通園緊急度・障害程度・現在の所属施設名等）をもとに市内児童発達支援センター施設長・障害福祉課・児童相談所判定課職員が、一人ひとりにふさわしい療育施設を選考します。

2-(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など

エ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などについて

毎日の終礼時に、自由活動や保育活動におけるヒヤリハットや、通園バスの送迎時の様子などを報告し合います。

日常の事故防止は点呼に始まり点呼で終わるように、常に利用児の人数確認をします。(バスの送迎・自由活動・園外保育・交流保育等)

安全対策については、消火避難訓練・AEDの設置・自由活動人員点呼・通園バス利用児の点呼(登園・降園)を行います。

また、バス停まで送迎する保護者に変更がある場合は、保護者が予め連絡帳に誰が迎えに来るのか、どういう関係か記載し職員に連絡しています。連絡帳を確認した職員は、バス添乗職員に伝達し、利用児の引き渡しの際も、送迎に来られた方の名前を確認しています。

添付書類 送迎のマニュアル F-1

月1回「委員会」実施し、ヒヤリハット等を再確認し、遊具や建物の点検を行っています。

- 1 事故防止委員会(遊具安全点検)
- 2 ヒヤリハット委員会

また、緊急時における対応について、緊急体制のフローチャートを基に職員に周知しています。

添付書類 事故防止対策マニュアル F-2 事故発生時の対応マニュアル F-3
緊急体制のフローチャート F-4 送迎中の事故発生時の対応 F-5

オ 衛生管理及び感染症防止への対応策などについて

調理室には調理員以外立ち入りを禁止とし、塩素除菌を行うことで調理室を常に清潔に保っています。調理器具、食器はこまめに洗浄・殺菌をし、清潔にしています。また、食中毒発生の予防には、マニュアルを基に十分注意を払っています。

感染症防止への対応策については、次のように準備しております。

処理用具一式(手袋・ティッシュ・落とし紙・キッチンペーパー・ビニール袋(大・小)・雑巾(大・小)タオル)を設置しています。

消毒液は常備しており、状況に応じて濃度を上げて作り、手早く処理していきま
す。嘔吐物の廃棄場所は、園舎西側外倉庫前の容器にカバーと重石をして管理して
います。

添付書類	給食業務の衛生管理	G-1	食中毒発生予防マニュアル	G-2
	感染症対策マニュアル	G-3		

カ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などについて

- 1 毎月消火避難訓練を実施します。
- 2 当園の防犯対策については、扉の施錠・開錠をこまめに行っています。
夜間・休日は機械警備により対応しています。また、玄関には人の通行を感知
するセンサーを設置しています。
- 3 消防署避難訓練報告は毎月報告しています。
- 4 業者による自動火災報知設備の点検を年2回実施しています。

当園における安全対策について、常に職員が来訪者の確認を行っています。
また、事故発生時には、防災対策マニュアルを基に対応しています。

添付書類	通園施設における安全対策	H-1
	防災対策マニュアル	H-2

欄が不足する場合は、同様の書式で別紙（A4版）を作成してください

北方ひまわり学園に関する収支計画書

【収入見込】

(単位:千円)

区 分	収入計画					計	摘 要
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 利用料収入	97,800	97,800	98,500	98,500	98,500	491,100	収入項目内訳書のとおり
2. 補助金収入	765	765	765	765	765	3,825	
3. 雑収入	1,331	1,331	1,331	1,331	1,331	6,655	
4. 受取利息配当金収入	300	300	300	300	300	1,500	
収入合計(A)	100,196	100,196	100,896	100,896	100,896	503,080	

【支出見積】

区 分	支出計画					計	備 考
	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度		
1. 事業費	6,053	5,523	5,543	5,518	5,533	28,170	支出内訳書のとおり
2. 人件費	74,328	75,499	76,692	77,905	79,141	383,565	支出内訳書のとおり
3. 施設維持管理に関する経費	3,979	3,499	3,635	4,056	3,636	18,805	支出内訳書のとおり
4. その他管理運営に関する経費	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	26,500	支出内訳書のとおり
小 計	89,660	89,821	91,170	92,779	93,610	457,040	
消費税							
合 計(B)	89,660	89,821	91,170	92,779	93,610	457,040	

【収支明細】

収入合計(A)	100,196	100,196	100,896	100,896	100,896	503,080	
支出合計(B)	89,660	89,821	91,170	92,779	93,610	457,040	
収支差(A)－(B)	10,536	10,375	9,726	8,117	7,286	46,040	
指定管理料							

